令和７年第１回（３月）大郷町議会定例会会議録第２号

令和７年３月５日（水）

応招議員（１２名）

１番	赤間　繁幸　君	２番	鎌田　暁史　君
３番	鈴木　利博　君	４番	赤間　則幸　君
５番	佐々木和夫　君	６番	鈴木　恵子　君
７番	金須　新一　君	８番	田中三惠子　君
９番	熱海　文義　君	１０番	石垣　正博　君
１１番	高橋　重信　君	１２番	石川　良彦　君

出席議員（１２名）

応招議員と同じ

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中　学　君	副町長	金須豊洋　君
教育長	鳥海義弘　君	総務課長	熊谷有司　君
財政課長	菅野直人　君	まちづくり政策課長	高橋　優　君
復興推進課長	門脇匡哉　君	税務課長	小野純一　君
町民課長	千葉　昭　君	保健福祉課長	伊藤義継　君
農政商工課長	本間文二　君	地域整備課長	武藤亨介　君
上下水道課長	齋藤正智　君	会計管理者	赤間良悦　君
学校教育課長	角田倫明　君	社会教育課長	片倉　剛　君

事務局出席職員氏名

事務局長　三浦　光　　次長　相澤幸子　　主事　高橋映瑠

議事日程第２号

令和７年３月５日（水曜日）　午前１０時開議

日程第　１　　会議録署名議員の指名

日程第　２　　一般質問〔４人　９件〕

◎一般質問通告順

６．　　５番　佐々木和夫　議員
７．　　３番　鈴木利博　　議員
８．　　８番　田中三恵子　議員
９．　　６番　鈴木恵子　　議員

日程第　３　報告第　１号　専決処分の報告について
日程第　４　議案第　２号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第　５　議案第　３号　大郷町課設置条例の一部改正について
日程第　６　議案第　４号　大郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
日程第　７　議案第　５号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第　８　議案第　６号　職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第　９　議案第　７号　職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第１０　議案第　８号　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第１１　議案第　９号　大郷町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について
日程第１２　議案第１０号　大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第１３　議案第１１号　大郷町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第１４　議案第１２号　大郷町介護保険条例の一部改正について
日程第１５　議案第１３号　大郷町集合宿泊施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第１６　議案第１４号　大郷町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第１７　議案第１５号　財産の無償貸付について
日程第１８　議案第１６号　大郷町総合計画について
日程第１９　議案第１７号　令和６年度大郷町一般会計補正予算(第１１号)
日程第２０　議案第１８号　令和６年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第２１　議案第１９号　令和６年度大郷町介護保険特別会計補正予算（

第４号）

日程第２２　議案第２０号　令和６年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第２３　議案第２１号　令和６年度大郷町水道事業会計補正予算（第４号）

日程第２４　議案第２２号　令和６年度大郷町下水道事業会計補正予算（第４号）

本日の会議に付した案件

日程第　１　　会議録署名議員の指名

日程第　２　　一般質問〔４人　９件〕

◎一般質問通告順

６．　５番　佐々木和夫　議員

７．　３番　鈴木利博　　議員

８．　８番　田中三恵子　議員

９．　６番　鈴木恵子　　議員

日程第　３　報告第　１号　専決処分の報告について

日程第　４　議案第　２号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第　５　議案第　３号　大郷町課設置条例の一部改正について

日程第　６　議案第　４号　大郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日程第　７　議案第　５号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第　８　議案第　６号　職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第　９　議案第　７号　職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第１０　議案第　８号　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第１１　議案第　９号　大郷町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

日程第１２　議案第１０号　大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第１３　議案第１１号　大郷町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第１４　議案第１２号　大郷町介護保険条例の一部改正について
日程第１５　議案第１３号　大郷町集合宿泊施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第１６　議案第１４号　大郷町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第１７　議案第１５号　財産の無償貸付について
日程第１８　議案第１６号　大郷町総合計画について
日程第１９　議案第１７号　令和６年度大郷町一般会計補正予算(第１１号)
日程第２０　議案第１８号　令和６年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第２１　議案第１９号　令和６年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第４号）
日程第２２　議案第２０号　令和６年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第２３　議案第２１号　令和６年度大郷町水道事業会計補正予算（第４号）
日程第２４　議案第２２号　令和６年度大郷町下水道事業会計補正予算（第４号）

午　前　　１０時００分　　開　議

議長（石川良彦君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

初めに、昨日の11番高橋重信議員の一般質問に対する答弁の補足訂正の申入れがありますので、発言を許します。町長。

町長（田中　学君）　皆さん、おはようございます。大変足元の悪い中、御苦労さまでございます。

昨日の高橋重信議員の一般質問の答弁について、補足をさせていただきたいと思います。

ＳＳＰ事業に公共施設整備基金を充てるという答弁をいたしましたが、土地購入に充てるもので、工事費等につきましては可能な限り企業版ふるさと納税を充てるという考え方でございますので、今までどおりの内容でございます。

本事業がまだ承認をいただいてございませんことから、現在ＳＳＰ事

業に絞った企業版ふるさと納税の募集ができておりません。承認をいただいた後には、町といたしましても可能な限り御寄附を頂けるよう努めてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

以上、申し上げて終わります。

議長（石川良彦君）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第１　会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、１番赤間繁幸議員及び２番鎌田暁史議員を指名いたします。

日程第２　一般質問

議長（石川良彦君）　日程第２、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

５番佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　おはようございます。通告順位６、佐々木和夫です。よろしくお願いいたします。

昨日は、一般質問で熱く語られたというところでありますが、本日は静かに進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

大綱１の、除融雪業務の現状及び課題等についてということで、本日たまたま雪が降ってしまいましたということで、気候的にも恵まれたのかなと思ってございましたので、よろしくお願いいたします。

本町の除融雪作業に関する財政の支出及び今後の除融雪体制について所見を伺います。

（１）令和６年９月の定例会において、可決成立した補正予算のうち、財政課及び地域整備課等が所管する12節委託料、除融雪事業務合計7,721万円でありますが、現在の予算執行状況をお伺いいたします。

（２）本町での除融雪対象道路の委託業者の選定及び稼働状況や融雪剤散布後または除雪後の状況を把握しているのか。また、小中学校を含めた公共施設の除融雪業務の委託状況について所見を伺います。

（３）除融雪作業は深夜から早朝で不眠不休となることもあると思われますが、オペレーター等の確保は大丈夫なんでしょうか。また、独り暮らし高齢者等の方々に対する除雪支援については、どのように考えて

いるのか所見を伺います。

大綱２、増加する遊休農地や耕作放棄地の対応について。

遊休農地や耕作放棄地が増えていると思われますが、本町はどのように捉え今後どのような対策を講じるのか伺います。

（１）増加する遊休農地や耕作放棄地が多くあると思われますが、地権者から農作業ができないと相談があった場合、本町ではどのような指導をしているのか所見を伺います。

（２）耕作放棄地は、管理がなされておらず、草木が生い茂る農地は景観を損ねるだけではなく、有害鳥獣のすみかにもなっています。５年先には、もっと深刻な状況になっていることは容易に想像できます。特に、耕作放棄地が多いのは未整理地の農地であると思われます。未整理地の区画整理を行うことは、耕作放棄地の減少にもつながると思いますが、本町は今後どのように対処していくのかお伺いいたします。

大綱３、令和７年度施政方針について。

新しい取組といたしまして、９ページ、農業分野におけるＳＤＧｓや環境に優しい農業へ対応したオーガニックビレッジを宣言し有機農業を推進していくとありますが、オーガニックビレッジは、有機農業の拡大に向けた有機農業実施計画の検討を行うとともに、試行的に有機農業の生産、流通、加工、消費の取組を行い、有機農業実施計画を取りまとめ、オーガニックビレッジ宣言を行うこととなっております。有機農業実施計画の策定後には、計画の実現に向け、計画に基づいた取組を推進していくこととありますが、有機農業実施計画等の作成・協議会等の設立の具体的な策定について所見を伺います。

議長（石川良彦君）　答弁願います。町長。

町長（田中　学君）　ただいまの佐々木議員の除融雪業務の状況についての御質問でございます。

（１）予算の執行状況につきましては、町道、道の駅、小中学校など除融雪業務の予算執行状況は、２月末現在3,310万円で、執行率は42.9％でございます。

（２）の委託状況につきましては、町道の除雪業務は４工区４業者、融雪剤散布業務は３工区１業者と契約し、実施した翌日には実施路線や稼働時間等の作業報告書が請負業者から提出され、内容を確認してございます。

学校などの公共施設の除融雪につきましては、各施設管理者が、適切に実施してございます。

（３）のオペレーター等の確保につきましては、除融雪作業を含む建設業従事者は、町民の生活基盤を守るための重要な働き手であるエッセンシャルワーカーとして必要な存在であると認識してございます。

人手不足などにより行政サービスに支障を来さないよう、町内事業者等と意見交換をしながら、今後も適切な発注を実施してまいります。

また、独り暮らしの高齢者などへの除雪支援につきましては、本町での積雪の状況から、近所付き合いや地域の助け合いにより、各家庭で対応いただきたいと考えております。

大綱２番目の、増加する遊休農地や耕作放棄地についての御質問でございますが、（１）、（２）につきましては関連性がございますので併せて答弁をさせていただきます。

農業委員会で行う農地利用状況調査によりますと、令和５年度末の遊休農地等は約85.5ヘクタールとなっております。

本町におきましても、水利の関係や農業従事者の高齢化、後継者不足など様々な課題がございますので、営農継続は難しいといった内容の営農相談が増えております。

農業委員会では、そういった相談があった場合には、その農地の耕作をしていただける方がいるのかどうなのか聞き取りを行い、いない場合には法人や担い手に対し、マッチングできるかどうかの相談をする場合がございます。

しかしながら、山間部や沢地にある開田、面積が小さい圃場については、なかなか法人や担い手へのマッチングが難しい場合もございます。

また、未整理地の農地は、区画整理によって、遊休農地等を増やさないための抑止力になるかもしれませんが、圃場の条件を整えても様々な課題がございますので、根本的な解決には至っていない状況だと認識してございます。

今後も相談があった場合は、課題解決に向けて、人材の確保やスマート農業の導入支援、遊休農地等であっても収益性が上がるような作物等がないか情報収集に努めてまいりたいと考えております。

大綱３番目の、令和７年度施政方針についての御答弁を申し上げます。

国におきましては、みどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業に地域ぐるみで取り組む産地オーガニックビレッジの創出を目指す市町村の支援を行っております。

本町では、既に２つの法人が有機農業に取り組んでおりますが、今後、有機農業に取り組む生産者を増やし、道の駅の産直コーナーや大手スー

パーへの出荷、学校給食への食材提供なども含めて有機農業を推進してまいりたいと考えております。

まずは、協議会を設立し、既に取り組んでいる法人の取組を中心に計画を策定したいと考えております。

現在､宮城県内では数市町村がオーガニックビレッジ宣言をしている、または予定しているところでございますが、いずれもお米での宣言であり、本町は県内初のお米と野菜での宣言を目指しております。

新規の有機ＪＡＳ認証取得は積極的に進めてまいりますが、新たに認証を取得することは非常にハードルが高く、なかなか難しいところもございますので、例えばＪＡの「郷の有機」を今以上に町内全体に普及し、安心安全な農作物を生産している町という印象を町内外に発信できればと考えているところであります。

以上を申し上げ、答弁といたします。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　除融雪について、町道、道の駅、小中学校とあるんですが、町道はどのぐらいの距離を除融雪しているんでしょうか。

議長（石川良彦君）　答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。

まず、全体の町道ですが、全体で173路線、延長にしまして136.7キロございます。そのうち､除雪作業路線数といたしましては133路線､116キロ、また融雪剤の散布路線につきましては47.5キロ、路線数にしまして38路線となってございます。以上です。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　今日みたく雪が降ったという場合、どのぐらいの積雪量で除雪車の出動なんかを求めるんでしょうか。

議長（石川良彦君）　地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。

除雪作業につきましては、原則として10センチ以上の積雪があり、その後も積雪がさらに予想される場合などにつきまして、路線ごとにパトロールを実施して、実施している状況でございます。以上です。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　10センチ、分かりましたが、大郷町も結構広いというところで、場所によっては10センチ以上降るところもあれば、場所によって１センチ、２センチしか降らないところもありますよね。そうすると、どこを基準にして10センチという判断をするんでしょうか。

議長（石川良彦君）　地域整備課長。
地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。
　町道の除雪につきましては、業務監督員が積雪量及び降雪状況等を判断して業者に要請しております。また、判断に悩む場合につきましては、各契約業者にパトロールを実施していただいた後に、路線ごとに除雪作業を判断して実施しております。
　以上です。
議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。
５番（佐々木和夫君）　それではある程度、業者の方々の判断ということでよろしいんですよね。
　今現在、執行率が42.9％ということですね。雪が少ないのか。予算が半分だという、42％ということはですね、思ったよりも少なかったという捉え方なんでしょうか。
議長（石川良彦君）　地域整備課長。
地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。
　予算を計上させていただく際には、過去５年ぐらい遡りまして、その実施の状況を見て、極力またさらに補正とかでお願いしないような金額をお願いしている状況でございます。今年につきましては、例年と比較しましても雪が少ないという状況だと判断しております。以上です。
議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。
５番（佐々木和夫君）　雪が少ないということは、車で通勤されている方々が安心して通れる、通勤できるということだと思います。
　除融雪やっている方々はなかなか大変だということになるんですが、この（２）の作業報告書が請負業者から提出され、内容を把握しているということですが、これ作業日報か何かということなんでしょうか。
議長（石川良彦君）　地域整備課長。
地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。
　作業日報で確認させていただいております。以上です。
議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。
５番（佐々木和夫君）　夜やって、朝にやって、その日に作業日報を出すというのは、なかなかちょっとハードなような気がするんですが、その辺は時間的に大丈夫なんでしょうか。
議長（石川良彦君）　地域整備課長。
地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。
　原則８時45分まで作業日報を上げていただくことになっておりまして、

そこにつきまして業者さんから作業が厳しいというお声はいただいていないという状況でございます。以上です。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　除融雪するのが最初であって、８時45分まで持ってこいというのはなかなか厳しいような気がするんですが。その時間を制限するのはなぜなんでしょうか。

議長（石川良彦君）　地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。

まず、報告をいただく手法につきましては、今電子メールでいただいてございます。作業が終わった後、速やかにいただいているのかなという状況でございます。よろしいでしょうか。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　作業日報をもらいましたよね。支払いはその次の日ぐらいになるんですか。

議長（石川良彦君）　地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。

過去の事例等を確認しますと、年度末に業務完了した後にまとめてお支払いさせていただいているという状況でございます。以上です。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　年度末に支払い、一括で。単純に言うと、12月当たりから除雪しますよね。そうすると、オペレーターの方々には年度末に一括でお金をもらうんじゃなくて多分翌月とかでもらうんですが、その分は会社で負担しているということになるんでしょうか。

議長（石川良彦君）　地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　結果としましてはそういう状況でございます。ただし、契約書に当然部分払いの項目がございまして、そこは業者さんの要望にお応えして、請求があればしっかりお支払いしていくという形となってございます。以上です。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　的確に支払っていただければなと思います。

ちょっと細かくなるんですが、町道となっていますが、県道吉岡松島線とか、松山利府線なんか県道になっていますよね。あの辺は除融雪を行わないんですよね。

議長（石川良彦君）　地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。

県道の除融雪につきましては、県道の管理者である県が実施する内容となってございます。以上です。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　県道吉岡松島線とか、小学校、中学校に通う子供たちが、小学校はいいとしても中学生の場合は幸いなことにスクールバスがないんですよ。なので、多分自転車は車道を歩けというふうになるんですが、従業員の方々も川内に来る、または中村を歩く方々、自転車の方々が歩道を踏んでいます。それはちょっと違反なのかなと思いながらも、歩道の除雪がされていないがために、ちょっと危険なような気がするんですよ。やはり中学生が、雪が降っていても自転車で通いますという子供もいます。転倒した場合、車道に出た場合ですね、通行量が多い時間帯なので、交通事故に遭う可能性も、今のところないんですよ、でもある可能性、なきにしもあらずだと思います。やはり、県道は宮城県でやりますよとなるんですが、歩道についても、ちょっとスクールゾーンというか、そこら辺もちょっとやっていただければなと思いますが、それはどんなもんでしょうか。

議長（石川良彦君）　地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。

県道の歩道に関する除雪ということだと思うんですが、そこにつきましては町でしっかりその必要性を判断しまして、実施させていただいています。予算もそちらはしっかり計上させていただいておりますので、もっとまめに細かくという御指摘はいただくこともあると思うんですが、危ないなと道路管理者として判断した場合につきましては、しっかり業者のほうで対応していると判断してございます。以上です。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　突っ込むわけではないですが、見ると、今年の冬、歩道は一度も多分融雪剤は散布されていないような気がします。どうも子供たちが、歩きでもあるんですが、大変ですよね。たまたま通っているんですが、やはり運転手の方々も気をつけていますよねとなるんだけれども、やっぱり自転車はスタッドレスとかスパイク履いていないので、そこら辺をやっぱり気をつけていただければと思いますが。やっぱり、そこはもう少し注意して、子供たちの安全のために。やはり、大郷町は歩道までやっているんですよね、安心して通学できますよねという体制を取ってほしいかなと思いますので、これは強く除融雪をお願いしたいかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（石川良彦君）　地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。

歩道の融雪につきましては、今現状は実施していないところでございます。ただ、地元の御意見とかをいただきながら、融雪剤を、町でストックしているものを持ち帰りいただきまして、例えば区長さんにまいていただいたりとか、そういう実績はございます。

今、議員おっしゃいますとおり、危ないという視点、当然あると思いますので、そこにつきましては、原則１年間のうちにどれだけそういう危ない日があるかというところもあるんですが、自転車から降りていただいて、その日は歩いていただくとかという判断もお願いしながら、そういったハード的な対策も併せて実施していけたらなと思います。よろしくお願いします。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　雪が降ったら歩けと。スクールバスもないのに歩けという話になるんですわね。長靴を履いて。一方では、スクールバスがありますよね。親が送る小中学生、中学生かな、特には、中学生の親の方々います。やはりそこは公平性というところもあって、やはり歩道の除融雪はもう少しきちんとやっていただければと思います。

この頃思うんですが、大郷小学校の東側の車の出入りするところなんかは、見ると融雪剤なんかまかれたような雰囲気はありません。例えば、朝にスクールバスが来ますよねと、保護者の方々が学校に登校させますよねと。でもアイスバーンになっている場合があります。やっぱり、そういうところ、書いてあるんですが、これをやっていると、施設管理者がやっているというのが、どうも私、やっているようには見えないんですが、そこら辺は誰が指示するでしょうか。

議長（石川良彦君）　地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。

学校につきましては、教育委員会のほうで御判断いただいて実施していると認識してございます。以上です。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　教育委員会というところになるんですが、朝出勤しますよねとなるんですが、子供たちを送るのはもう少し早くから送っているはずなんですよ。そうすると、誰かが現場に来て見ているんですかと。やはり親御さん、特に女性の方の運転者が多いようなんですが、十分気をつけているんですよ。でも、スクールバスが来ます、子供たちが走っ

て歩きます、でも雪がありますよね、対向車も来ます、混みます、でもアイスバーンになっていますよね。危険極まりないというところですね。これはやっぱりきちんと、近くの方々という話にもなるかもしれませんが、見ていただいて、適切に除融雪していただければなと思いますが、その辺の管理はきちんとしていただいているんでしょうか。

議長（石川良彦君）　学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君）　お答えさせていただきます。

まず、除雪についてでございますが、施設内の除雪につきましては、町道の除雪業者、その工区によって業者が決定しておりますが、その業者と打合せをして除雪の範囲を協議してお願いしているところでございます。

融雪につきましては、まずは子供たちが通学する部分といいますと正面になりますかね、正面の入り口から昇降口に関しては業務員であったり教職員が対応しております。除雪、さらには融雪なども対応しております。その後に、スクールバスとか通路部分ついては、融雪剤を学校のほうでも購入してございますので、そちらで対応しているところでございます。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　関連してということになるんですが、小学校の中村地区、あと中学校だと長崎地区、結構日陰になる、県の道路が日陰になります。そうすると、融雪まきましたよね、でも見るとところどころ凍っています。特に、小学校は縁石がないので滑っていったら子供たちにぶつかる可能性がありますよね。やはり、小学校周辺は除融雪はきちんとしていただきたいかなと思います。さっきもあるんですが、保護者の方々、運転の不慣れな方々もいれば、おじいさん、おばあさんが送迎する方々もいます。そういう日陰になっているところ、安心してお迎え、登下校できるようにしていただきたいかなと思います。特に中村のほうは家があって、家と家の間が日陰になるので、そこの除融雪、融雪剤の散布は確認しながらやっていただければと思います。例えば、１日１回だけじゃなくて、夜とかきちんと現場を把握して、この時間にやってほしいですよねとかという指示系統をお願いしたいかなと思いますが、その辺はどうなんでしょうか。

議長（石川良彦君）　地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。

確かに、議員御指摘のとおり路線も皆同じ状況ではなくて、それぞれ

地域特性を持っていると思いますので、今いただいた御指摘をちょっと業者さんとしっかりもう１回詰めた中で、どうやったらより安全性を増していくかというところ、しっかり今後も考えながら実行してまいりたいと思います。以上です。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　同じように日陰で、県道でも南側に山があってどうしても日陰になってしまいますよね。その先にカーブがあります、見通しがいい、結構スピードを出す方々がいます、朝だと。そうすると、どうしてもあそこ、町は関係ないですよねと言いながらも事故なんかあるので、その辺もちょっと、県道だ、そこは県がやるんですよねというんではなくて、やはり大郷町民が安心して通勤できるように、確認していただけるような方法はないんでしょうか。

議長（石川良彦君）　地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。

実際、町道の管理者としましては、住民の皆さんからいろいろな除融雪に関する御要望いただいている中で、町道だから県道だからというすみ分けはしないようにして、そこは徹底してございます。仮に、県道の御要望をいただいた際も、たまたま今大郷町は、融雪につきましては町道も県道も同じ業者さんが請け負っていただいていますので、業者さんにしっかり県道としてもこういうお話をいただいた上で、しっかり対応してくださいというお願いはしておりますので、今後も引き続きそういった対応に努めてまいりたいと思います。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　安心安全に通れるようにしていただければなと思います。

もう一つ。融雪の箱を設置されていますよね。あれ、在庫とかというのは確認しているんでしょうか。もう一つ、夏場にも多分融雪箱があるんですが、そこに融雪剤なんかはないんですよね、夏場は使わないんで。やっぱり、そういうところのを定期的に交換なんかを行っているんでしょうか。

議長（石川良彦君）　地域整備課長。

地域整備課長（武藤亨介君）　お答えさせていただきます。

今、町内に41か所の融雪剤箱を設置してございます。毎年11月ぐらいに職員が直接全箇所見て回りまして、損傷状況や、そもそもなくなってしまっているような融雪箱もございますので、そういったところを確認

して、12月頭ぐらいには融雪剤を詰めている状況でございます。それが終わって、春になって残ったままの融雪剤というところ、最近は気をつけて確認しているようにしていますが、過去に残っていますよとか、固まっていますよという御意見もいただいていますので、そういったことが今後ないように努めてまいりたいと思います。以上です。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　安心安全でお願いしたいかなと思います。

では、大綱の２に移りたいと思います。

遊休農地、耕作放棄地でありますが、85.5ヘクタールとなっているんですが、これ当然のごとくという言い方はおかしいですが、年々増加しているんですよね。

議長（石川良彦君）　答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君）　お答えさせていただきます。

遊休農地という中には、遊休農地等と書いてありますけれども、遊休農地それから耕作放棄地、荒廃農地という区分があります。農業委員会で行っている調査で85.5ヘクタールとなっておりますけれども、実はその調査年度で若干分母が違うというところもあります。それから、遊休農地が太陽光とか資材置場に変わっているところもありますので、面積の増減は若干ございます。しかしながら、水田協などで行っている減反確認におきましても、自己保全の面積がここ５年で約30町歩ほど増えていまして、それが全て遊休農地ではございませんけれども、農業委員会に対しましてやっぱり今後営農が困難だという御相談は増えておりますので、遊休農地等が増えているという認識ではおります。以上です。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　やはり増えてきているというところは分かるんですが、多分水田協のほうでも野菜を作付してくださいと、多分助成金なんかで応援していると思うんですが、やはりちょっとＰＲが足りないというところになると思いますが、どうやって遊休農地を減らそうというところに重点を置いているのか、ちょっとそこら辺の考えを聞かせ願いたいと思います。

議長（石川良彦君）　農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君）　お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、水田協議会でも野菜の作付の単価を上げるなどして、できれば自家消費の野菜でもいいので作付してくださいというお願いはしております。そのほか、これまでも実際にそういった場所に

有効な作物はないのかということで、いろいろな情報は集めたりしておりました。その中で、過去にはケナフであったり、機械化体系の中で何か収入が上がるような作物を探したりもしたこともありましたが、やはり出荷であったり加工体制というところでの問題がある中で、なかなかそこには至っていないところでございます。ほかの市町村も同じような状況でございますので、情報を集めながらそういった作物であったりというのを探してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　しばらくぶりで聞きましたケナフ、死語の言葉と思いましたがまだ生きていたんですよね。あれたしか、一生懸命やろうという、栗原だったかな、やろうと思ったの。あれはもう完全に死語になったんでしょうか、ケナフは。

議長（石川良彦君）　農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君）　お答えいたします。

当町でも、ケナフ栽培につきまして喜多方市のほうに行ってみたりとかいろいろ話を聞いたんですが、やっぱり作付して収穫までは機械化できるんですけれども、その後の加工といったところで、施設の整備だったりというところがかなりコストがかかるということもありまして、一度今のところそこは保留というふうにしているところでございます。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　やっぱりアンテナを高くして、遊休農地を減らすという努力をしていただきたいかなと思います。

この間、大郷町水田農業推進協議会の大郷地区の説明会があったと思います。そこの中で、水田協のほうに参加しますか、しませんかという、多分問いかけがあったと思います。あれって参加しませんという方々が増えていないのかどうか、ちょっとその辺を確認したいと思います。

議長（石川良彦君）　農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君）　お答えいたします。

今、水田協議会の施策の中で、議員おっしゃるとおり経営所得安定対策であったり、地域住民に参加しますか、しませんかということがございます。それは、生産の目安に変わったからということもあるんですが、実際のところその参加者につきましては、ここ５年で約130名程度減っていると協議会では把握しております。以上です。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　130名減っているということは、要は私、田んぼも作ら

なけりゃ草刈りもしないよと、もう札も立てないので、役場さん、農協さん見にこないでくださいということになるんですよね。

議長（石川良彦君）　農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君）　お答えいたします。

　中間管理事業等を通して、法人であったり担い手に集積が図られたということも非常に大きいと思います。中間管理事業につきましては、町内かなり浸透しておりますし、一概に、もう全然手をつけませんという方も中にはいるのかもしれませんけれども、大郷の場合は主に集積が図られたと認識しております。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　その集積が図られたというのは、多分区画整理されているところだと思います。未整理地は多分そうじゃないのかなと思います。やはり荒れていますよね。そうすると、熊であったりイノシシであったり、そういうところがすみかになっていって民家のほうに下りてきている可能性があると思われます。

　やはりそこら辺を、せめて草刈りぐらいしてくださいよねというところで、見ると場所によって、沢に行けば行くほど荒れているような気がします。やっぱり年に１回の草刈りではなくて、富谷市はたしか年２回、条例で決めている数だと思いました。多分そういうところをきちんとしないと、ますます有害鳥獣の被害が多くなるんではないかなとも思われますが、そこの指導はきちんとしていただけたらありがたいかと思いますが、どうでしょうか。

議長（石川良彦君）　農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君）　お答えさせていただきます。

　実際、やっぱり農地法の中でも農地は保全していただくというのが前提にございます。ただ、大郷町の場合はそこは条例で決めているところはございません。実際に草刈り等をしていただきたいというところもありまして、水田協議会ではそこに草刈り等した場合には補助金も出しておりますが､昨今やっぱり夏場猛暑であったりというところもあります。少子高齢化というところもございますので、水田協としましては農地の保全に努めてくださいというお願いをそういう方にはしております。以上です。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　やはり遊休農地を減らすというのは、未整理地が多いというところになるんですが、生産組織、法人の方々に聞くとですね、

田んぼは、なぜ沢地に来ないんですかというと、田んぼがちっちゃいからだと。形が悪くても、ひょうたん型であろうが、悪かろうが、大きければいいですよねと。それこそ、ある場所に行くと１反歩もないような田んぼがいっぱいありますよね。そうすると100馬力のトラクターを持っていって何するんだという話になるんで、やっぱり大きければ受け取ってあげますよねと。そういうふうになると思うんですよ。そうすると遊休農地が減ります。地権者の自己負担も当然のことあるとは思いますが、地域全体でその荒れているところを直すためには、やっぱり区画整理というか、大きく、自分たちでね、大きくやりましょうねというところもあるんで、やっぱりそういうところを行政でしっかり助成なり、きちんと指導してあげたほうがよろしいかと思いますが、それはどんなもんでしょうか。

議長（石川良彦君）　農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君）　お答えさせていただきます。

　確かに、大きい圃場であれば作業もしやすい、効率も上がるというところで、個人で畦畔等を外して大きい農地にされている方もおります。ただ一方で、やっぱり沢地の方々につきましてはそのままという方も多くございます。その中で、やっぱり畦畔を外すと、沢地だと特に、山間部も田面に差があってレベルも取らなくちゃいけないだとか、いろいろな経費もかかります。そういった中で補助事業等も探しておりますが、今ある耕作条件事業とかですとやっぱり農振農用地に充てる補助事業であったりというのがありまして、国県の補助金を探しても山間部のそういった補助金はなかなか状況でございます。町でも今現在、なかなかそういったレベルを取るとか、畦畔を外すといった場合に経費がかさむので、今のところそういった御用意はしておりません。以上です。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　中長期的に考えてほしいんですよ。未整理地が荒れているということは、やはり水源に近いというところだと思います。やはり沖ほうに行って、区画整理されているところはきちんと管理されています。でも、水源、例えば川内とか東成田、上郷とかですね、やっぱりそこから水が来ますよねというところ、そこが荒れてきますよねと。そうするとそこに大量の水が、雨が降った場合に、今までは田んぼがあって畦畔があって水を止めていたんですが、これが一気に流れてきます。そうすると杉の木であったり樹木が流れて、せっかくしゅんせつした川まで、また材木等が引っかかって、水増しならない地区がなる可能性も

ある。やはり田んぼをきちんとしておけば災害は防がれましたよねというところもあるので、そこら辺は個々の話だけではなくて、地域を巻き込んで話をしていただければと思います。確かに、農振農用地じゃないから駄目ですよねというのは分かるんですが、でも水はそこから来ているんですよ。そこをきちんとしないと、なかなか難しいんではないかなと思います。吉田川から取水しているだけではなくて、やっぱりほかの地区は沢水が集まってきて田んぼになっているというところがありますので、そこら辺をもう少し考えていただければと思いますので、その辺をよろしくお願いしたいと思いますが。

議長（石川良彦君）　農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君）　お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり山間部であったり、沢地の農地をそういった形でしっかり機能保全できれば、そういった水害等も防げるのかなというところは当然ございます。

一方で、沢地に対して、今、今年は米価が上がっているからですけれども、お米だけ作付ということでもございません。沢地に対して、より、先ほど申し上げましたような利益の上がる作物も探しながら、ほかの町村の状況も確認しながら、より利益が上がるとなれば農家の皆さんを巻き込んだ形で山間部、沢地の整理も進めやすいのかなと思っていますので、今後も情報収集に努めてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　やはりそういうお話は、区長も含めてですが、今生産組織の若い方々がいます。その方々が今30代、40代の方々がメインとなっています。そういう方々を集めて、今後10年、20年先は大郷町の農地をどうするんだと、水田だけではなくてですね、課長が言ったように畑作でもやりましょうと、高収益作物をしましょうと。やっぱり畦畔を取っ払って、高低差あっても構わないよねと。ではそこに大豆も作りましょうかというところをお願いしたいかなと思います。やっぱりそこには、今後10年間、今日からスタートしないと10年先はないということになりますので、それは早急にやっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それを含めて、令和７年度の施政方針ということになるんですが、オーガニックビレッジ、これ委員会をつくるということになるんですが、どういう人員を考えているんでしょうか。

議長（石川良彦君）　農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君）　お答えいたします。

オーガニックビレッジ推進員につきましては、協議会の設立がこれからということになりますが、今想定しているところですけれども、学識経験者、それから今既に有機農業に取り組んでいる２法人、それから流通消費者団体、具体的にこれからということになりますがＪＡであるとか、産直を持っている道の駅であるとか、それから農業関係団体ということで認定農業者連絡協議会であったり、普及センターであったり、それから水田協、それから学校給食とのコラボもありますので教育関係の機関というふうに考えております。以上でございます。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　まず、オーガニックビレッジを宣言する前にそういうのをつくってからということになると思いますが、協議会をつくって行いますよね。では、いつ宣言を行う予定にしているんでしょうか。

議長（石川良彦君）　農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君）　お答えさせていただきます。

今現在、県に、令和７年度オーガニックビレッジ宣言をするための予算をお願いしているところでございます。令和７年度になりましたら、協議会設立に向けまして会議を持っていきまして、令和７年度末、３月頃計画が策定されましたら､それをもって宣言とする予定でございます。以上です。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　その宣言するときは、当然のごとく町長が宣言するんですよね。

議長（石川良彦君）　農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君）　お答えいたします。

計画策定の部分ということもありますので、議員おっしゃるとおりだと思います。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　このオーガニックビレッジ、ちょっと分からないので聞きたいんですが。この大郷町で２業者やっているということなんですが、有機農業の定義というのはどういうのが有機農業になるんでしょうか。

議長（石川良彦君）　農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君）　お答えいたします。

有機農業ですけれども、化学肥料や農薬、それから遺伝子組換え技術

を使用しないで、環境への負荷を低減した農業でございます。有機農業では土づくりを基本として、自然と調和を大切にして多様な生き物と共生しながら行われる農業と農水省でも定義しております。以上です。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　そうすると、農薬、化学肥料は使わない農業ということになるんですかね。

議長（石川良彦君）　農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君）　お答えさせていただきます。

有機農業といいますと完全無農薬であるとか、無化学肥料というイメージはあるかと思うんですが、完全に無農薬というわけではございません。化学的に合成された肥料や農薬は使用が禁止されておりますけれども、有機ＪＡＳで認められた農薬であれば使用は可能でございます。具体的には、微生物を有効成分とする生物農薬や、防虫菊から抽出した殺虫剤など薬剤があります。そういった認められている物は使うことができます。以上です。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　自然界にある殺虫剤とかですね、そういうのは分かるんですが、それって購入すると高くなって逆にコストがかかるんではないでしょうか。

議長（石川良彦君）　農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君）　議員おっしゃるとおり、有機農業はやはり農薬であったり化学肥料を抑えるというところで、まずは除草作業であったりとかそういった部分でも、人件費という部分でも経費かかります、コストかかります。今言った使える農薬もコストがかかります。そういった部分を含めて、今後協議会を設立していく中で、支援をしながら取組面積拡大に寄与できればと思っております。以上です。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　多分、計画を立てるときに、この有機農業の面積を増やすというのが大前提になると思います。先ほど課長が申したように、草出ていたらテデトールという除草剤を使うのかと。テデトールってね、本当に手で取るんだよということで。面積の拡大なんか可能になるんですかね。

議長（石川良彦君）　農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君）　お答えいたします。

そういった手間暇、この猛暑の中で手間暇かけてという部分がござい

ますが、まずは今現在取り組んでいる２法人を中心に、その２法人が面積を拡大的できる取組をまずは促していきたいと思っている中で、一方で、野菜等で認定農業者連絡協議会にも既に周知、頭出しはしておりますけれども、そういった方々で誰か取り組む方がいれば、そういった個人の野菜を作っている方も支援してまいりたいと思います。以上です。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　それはそれでいいと思いますが。それで、郷の有機はどのように増やしていくというお考えなんでしょう。今以上に、町全体に普及しということになるんですが、どのように郷の有機を普及させていく計画なんでしょうか。

議長（石川良彦君）　農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君）　お答えいたします。

　具体的には、計画策定していく中でその辺は農協とも協議をしていかなければいけないと思っております。現在、郷の有機の生産量も横ばいという中で、町内の使用料も横ばいというところでございます。ですが町としてはやはりせっかくオーガニックプラントも当町にありますし、その郷の有機を活用して、有機ＪＡＳまではいかないんですけれども、有機農業をしている町という印象を町内外に発信したいと思っております。以上です。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　今、郷の有機という話、郷の有機という肥料ですね、大変いい肥料であります。病害虫がつかなくなったりですね、堆肥そのものから草が出てこないというところであります。やはり、郷の有機作っているときに発酵させるということで、60度以上に発酵させて、種子とか虫が死滅するということで、郷の有機は大変喜ばれてはいるんですが、やはりそういう手間暇かけた良い品質だということは、価格にも転嫁されます。その転嫁された物を使う農業者は、じゃあ野菜に価格を転嫁できるのかとなれば、それはちょっと別な話だと。でも、安全安心で有機なんですよねと言ってそれが価格に反映されればペイできるかもしれませんが。いや今までどおり、例えばホウレンソウが１把100円ですよね、化学肥料使っても100円、手間暇かけても100円。有機農業する人がどんどん減っていくような気がします。例えば水稲でいうとＣタイプ。たしか宮城県で環境保全米しましょうということで、60％目指そうといった、もっとかな、70％だったか、やろうと宣言した宮城県でありますが、今現在そこまで手が届かないと。10年以上もたってやっていけない

というところがあるので。やっぱり、消費者の方々がそういうふうに、例えば１把100円で売っているのが、オーガニックで150円とかいうふうになって買っていける状況になっているんでしょうかね。そこら辺の消費者の理解がないと進んでいかないと思うので、そこら辺の理解をどうやって広めていくつもりなんでしょうか。

議長（石川良彦君）　農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君）　お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、やっぱり価格というところが一番の課題だと思っております。値段の差別化ができれば、手間暇がかかっても有機に取り組む方は増えてくるのかなと思っておりますが、やはり有機と慣行栽培、値段の差がないとなれば、なかなか手間暇かかった分、利益が少ないということになるので難しいと思っておりますが､町としましては、例えば道の駅の産直コーナーに有機の物を置くとか、そういったところで差別化を図ったりだとか、あとは、今現在町内で取り組んでいる２法人についてはしっかり販売先がございますので、そういったところで価格が安定していればいいのかなと思っております。今後、そこについては課題だと思っておりますので考えてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　２法人が核になって、ほかの農業法人に波及効果が出て、やっぱり大郷町ほかと比べて有機農業が進んでいますよねとなっていければ大変すばらしいことだと思います。栗原市でオーガニックビレッジ、たしか宣言していますよね。栗原市は広いから、結構広いところでやっているんですが、ちっちゃい町、ある程度範囲が狭いところになるので、ぜひとも進めていただいて、それこそ道の駅だけではなくて、それこそ市場であれ、スーパーであれ、やっぱり大郷町の有機野菜はいいよねと。キャベツ食べたら中にアオムシが入っていても大丈夫ですよねと。アオムシまで食べられるくらいだよというくらいですね、有機農業をつくっていただければと思います。

ここの中で、手でするんじゃなくて機械、農業用リースでも使えるという項目があったと思います。これ、結構広いリースを使えるんでしょうか。また、リースなので補助率とか、ちょっと分かったらそれを教えていただければと思います。

議長（石川良彦君）　農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君）　お答えいたします。

有機農業拠点創出拡大加速化事業で、有機農業産地づくり計画を策定

しまして、その実現に向けて取り組む場合、もしくは実証、検証する場合の機械であればリースを使うことができます。ただしその場合、基本的には今後設立される協議会で機械を所有して、それを貸し出すということになります。

リースですけれども、補助額は定額ということになっていまして、基本的にはリース料の２分の１、そして上限が１市町村当たり800万円から1,000万円という情報まで今分かっております。以上でございます。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　２分の１で、800万円から1,000万円。確かにいい情報だと思います。スマート農機、ドローン、農業ロボットにも使えるということであるんですが、やはりこういうところで先進的に手を挙げてぜひ取っていただいて、やっぱりそういうところから進めていただくと、先ほど申したように大郷いいですよねと、農業で家が建てられますよねというぐらいの収入があると、他産業並みの収入、これが基本になるんで、そういうところをぜひとも進めていただければと思いますが。ぜひともお願いしたいと思います。どうでしょうか。

議長（石川良彦君）　農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君）　町長の答弁にもございましたが、今オーガニックビレッジを宣言している、またはこれから宣言する県内の市町村につきましては、お米での宣言ということになります。当町は県内初のお米と野菜での宣言を目指しておりますので、今後有機農業をしっかり進めてまいりたいと思っております。以上です。

議長（石川良彦君）　佐々木和夫議員。

５番（佐々木和夫君）　野菜というところですが、ぜひともモロヘイヤをですね、そういうところから進めていっていただければなと思います。やはりキャラクターにも、モチーフにもなっていますんでね。年々作付面積が減っていくんではなくて、作付面積がどんどん増えていって、やはりモロヘイヤは健康にいいですよね、やっぱり大郷のモロヘイヤが一番ですよねというところを目指していっていただきたいと思うので、今後どうやって進めていくのか、それをお伺いして質問を終わりたいと思います。

議長（石川良彦君）　農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君）　お答えいたします。

今現在、水田協の転作田で作付するモロヘイヤ、それからネギ、それから枝豆につきましては、町の特別推進作物ということで助成単価を上

げております。２万円から２万5,000円、１反歩当たりですけれども、特別単価を上げて推進しておりますので、今後はその町の特産であるモロヘイヤも強力に、農家さんとお話ししながら、お願いしながら面積拡大できればいいのかなと思っております。以上でございます。

議長（石川良彦君）　これで佐々木和夫議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩といたします。

午　前　１０時５８分　　休　憩

午　前　１１時０８分　　開　議

議長（石川良彦君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、３番鈴木利博議員。

３番（鈴木利博君）　通告順位７番、鈴木利博です。通告に従いまして一般質問を行います。

最初、１番目、住民バスの運用について。

本町において、住民バスは町からおおさと地域振興公社に委託しております。２月６日に所管事務調査で、住民バスの現場の声を聞き、大変驚きました。利用者に安心安全に利用していただくため、以下について所見をお伺いいたします。

（１）2024年問題のとおり、ドライバー確保は今後も重大な問題であります。解決策として、ドライバーは町の職員として雇用し、ドライバーへ賃金もアップできるものと考えますが、所見をお伺いいたします。

（２）２月時点で、予備の車がないことは大変問題であると思います。予備の車を準備し、ゆとりある住民バスの運行が安心安全につながると思いますが、所見をお伺いいたします。

続きまして、大綱２、小中一貫校の取組について。

全国的に見ても、公立の小中一貫校に取り組む自治体が増えています。９年間を見通した教育課程の編成、教職員による生徒一人一人の情報共有など、学校側にメリットがあるだけでなく、９年間の義務教育の途中で友達や教職員との関係が途切れたり、環境が変わることによる中１ギャップが解消されるという点で、生徒や保護者にとってもメリットは多いと考えます。何よりも、義務教育９年間を通じて小学校から中学校へのスムーズな接続を図ることは重要なことと考えます。以上を踏まえ、本町における小中一貫校の取組についてお伺いいたします。

（１）これまでに小中一貫校教育導入の検討がなされたことはあるのか。今後の計画はあるか、お伺いします。

（２）特色あるまちづくりを考えた場合、小中一貫校を導入するとし

た場合のメリット・デメリットについてお伺いいたします。

（３）小５から中２までの経年不登校生徒数及び中１ギャップをどのように捉えているか、お伺いいたします。

以上です。

議長（石川良彦君）　答弁願います。町長。

町長（田中　学君）　ただいまの、住民バス運行についての御質問にお答えいたします。

（１）のドライバーの確保につきましては、住民バス運行は、運転業務のほか、運転管理、料金徴収など関連業務も併せて考えていく必要があり、これらを一体として、おおさと地域振興公社に指定管理することで円滑な住民バス運行ができていると思っております。

ドライバーの雇用改善は重要であると認識しておりますので、おおさと地域振興公社との協議の中で、改善を図れるよう調整してまいります。

（２）の予備車の準備につきましては、これまでもおおさと地域振興公社との協議の中で、予備車の必要性について協議してきたところでございますが、役場の公用車として使用しているマイクロバス、10人乗りハイエースを予備車として利用してきており、今年から新たに10人乗りハイエースグラウンドキャビンも住民バスとして使用できるよう登録いたしましたので、予備車としての対応が可能だと認識してございます。

大綱２つ目は、教育長に御答弁お願いします。

以上です。

議長（石川良彦君）　次に、答弁願います。教育長。

教育長（鳥海義弘君）　大綱２つ目、小中一貫校の取組についての御質問に答弁いたします。

（１）の小中一貫教育導入の検討につきましては、現在のところ実施しておりません。近い将来、児童生徒の減少と施設の老朽化等の状況を踏まえ、新しい学校施設と併せて検討しなければならない時期が来るのではないかと考えております。

（２）の小中一貫教育のメリットは、９年間を見通した教育課程の編成や、生徒一人一人の情報共有ができること、中１ギャップの解消があると考えております。

デメリットとしては、小学校での卒業式や中学校での入学式の節目がなくなることで、気持ちの切替えや進学する充実感がなくなることがあると考えております。

（３）の小学校５年生から中学校２年生までの経年不登校児童・生徒

数につきましては、令和２年度が11人、令和３年度が15人、令和４年度が17人、令和５年度が12人、令和６年度は１月末現在で18人となっております。

中１ギャップにつきましては、学習環境や生活環境、人間関係の大きな変化を受け、学校が楽しくなくなったり、勉強についていけなくなったりすることによって、いじめや不登校などの問題が発生することと捉えております。

以上でございます。

議長（石川良彦君）　鈴木利博議員。

３番（鈴木利博君）　では、大綱１番について再質問をさせていただきます。

住民バスの運行が、円滑な住民バスの運行が今できているという御答弁だったんですけれども、実際２月６日に所管事務調査で住民バスの現場のほうに聞いたときの話からすると、とても円滑な住民バスの運行ができているというふうにはちょっと聞いていないんです。例えば、地域振興公社の住民バスはブラック企業だとかという話も聞いていますし。実際に、まちづくりの課長も一緒に行かれたので、とても円滑な住民バスとはちょっと捉えられないと思うんですが､その辺はどうでしょうか。

議長（石川良彦君）　まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋　優君）　お答えいたします。

先日､私も議員と一緒に地域振興公社のお話を伺いました｡その中で､様々課題として挙げられたことについては認識してございます。

その中で、まずバスが不足しているというような状況で、なかなかバスを回すというか、何かあった場合に回すことができないといった問題もございました。それについては、バス今１台修理に入っているというところもございましたので、そこについて役場のマイクロバスであったり、10人乗りのハイエースであったりそういった公用車の活用というところで対応をしているというようなことになっております。そういうことになりますと、常には役場の駐車場のほうに車が置いてあって、常に向こうの事務所に置いてある状態じゃなくて、すぐに出動できるような状況がないというようなところで、ちょっと問題も出ているというようなところはございますが、バスの修理が上がってきましたら、そこの問題については解決できるのかなと思ってございます。

それから、人の配置といったところでございますが、こちらについても今年度に入ってからいろいろと事業者とお話をさせていただいた中で、人が不足していると。そのことによって、時間外労働であったりとか、

あと休憩、年休もなかなか取れないというような状況についても訴えがございましたので、その辺の対応についても来年度以降の予算も含めて検討をしてございます。以上でございます。

議長（石川良彦君）　鈴木利博議員。

３番（鈴木利博君）　あと、先日、２月６日に所管事務調査で住民バスの現場に行った際に、その担当者からの説明によりますと、まず町から地域振興公社に委託料をお支払いして、そこから消費税が、要は10％引かれているというお話を多分一緒に聞いたかと思うんですけれども。やはりその10％というのは結構大きいものかなと思うんですね。ですから、10％の消費税の分を今後ずっと長年続けて支払っていくことを考えれば、今ドライバー不足も結構深刻な状況ですので、ですから町の職員として例えば雇用するとかという考えとかはいかがでしょうかね。

議長（石川良彦君）　まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋　優君）　お答えいたします。

町長の答弁にもございましたが、基本的には指定管理という中で振興公社に委託しているというような状況で、今何か大きな問題があるかというとそういった問題はないと認識してございます。

また、昨年度までということになりますが、そういった形で町の職員が運転士を務めて住民バスの運行をしているような自治体、県内で１市町村だけまだ残っていたというような状況がございました。そういったところにもお話を伺った中で、やはり今年度から民間委託ということになったそうなんですけれども、基本的にはやはりプロである民間事業者へ委託することで安全で円滑な運行管理がされて、町民の皆さんに安心して利用いただけると。そういった理由から、民間事業者にお願いしているというような経緯がございました。まさに今、本町で指定管理ということで振興公社に委託しているわけでございますが、まさにそういった内容で民間委託、プロに委託するのが最適かと、それが一番町民にとってメリットがあるのかなというところでお願いしているところでございます。

議長（石川良彦君）　鈴木利博議員。

３番（鈴木利博君）　先ほどの現場のお話を聞くと、今ドライバー不足が大分深刻になっているというお話は課長も一緒にお聞きしたかと思うんですけれども。何で今集まらないかというと、求人票をこの間行ったときに見せられましたけれども、時給1,000円という、決して高い時給ではないのかなと思うのと、あとやはり雇用形態が契約社員、最近入った方で

も40代の方が２人ぐらいいらっしゃって、あと50代、60代。50代、60代はさておき、やはり40代の方が、一家のあるじの方が契約社員だとなると、なかなかやっぱり、いざ働くといってもなかなか働きづらいんじゃないかと思うんですけれども。そういったところを改善するにしても、やはり町として雇用するというのがいいんではないかなと思うんですけれども。その辺はどうでしょうか。

議長（石川良彦君）　まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋　優君）　運転士の確保につきましては、2024年問題による働き方改革の関係もあるということでございます。その確保については簡単ではないと聞いてはございますが、振興公社においてもある程度待遇の改善をしながら、今、運転士の確保をしているというような状況もございますし、町内にはバスの運行事業者は振興公社だけじゃなくというところで、複数社あることから、あえて町が進行管理も含めた、運転士の手当というところも含めて、今後運営していくことについては、今のところ考えとしてはございません。

議長（石川良彦君）　鈴木利博議員。

３番（鈴木利博君）　話はちょっと少しそれますけれども、２年ぐらい前に秋田県の三種町に所管事務で行ったときに、そこの三種町ではドライバー不足の場合は職員がピンチヒッターとして今やっているという事例を聞いているんですけれども。例えば、大郷の住民、地域振興公社のドライバーがどうしてもいないと。でも車を走らせないといけないと。そういった場合も踏まえますと、例えば今後、まちづくり政策課の課長がやっぱりバスの運転士のピンチヒッターになるとか、例えば、副町長が今首をかしげていましたけれども、副町長がなるとか、そういった心構えとか、そういったことはございませんか。どうぞ。

議長（石川良彦君）　まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋　優君）　住民バスの運転士が仮にいなくなった場合の対応といったところでございますが、そちらについては指定管理の中でしっかりその辺は、まずは委託業者のほうで対応してもらわなくちゃいけないということがあるかと思います。

　町民の皆様に御迷惑をかけてしまうというところもありますが、私たち仮に免許を取ってというようなところではございますが、免許のないような状況がございますので、その対応についてはかなり難しい部分があるのかなと思ってございます。以上でございます。

議長（石川良彦君）　鈴木利博議員。

３番（鈴木利博君）　免許なくても、自動車学校に行けば幾らでも取れると思うんですね。

あとは町長の考えもうそうですけれども、町長、どうですかその辺は。町長が例えば自ら運転するとか。

議長（石川良彦君）　町長。

町長（田中　学君）　みそくそ一緒という言葉あるけれども、あなたのその発想はみそくそ一緒で、みそにくそ入ったらみそにならないので、よくその辺も検討してみましょう。

議長（石川良彦君）　鈴木利博議員。

３番（鈴木利博君）　やはり今、大郷町もやっぱり人口もどんどん少なくなっていきますし、やはり二刀流じゃありませんけれども、そういう柔軟なね、みそくそじゃなくて柔軟な対応が必要かなとは思うんですけれども。町長にはさっき聞いたので、副町長どうでしょうか。

議長（石川良彦君）　答弁願います。副町長。

副町長（金須豊洋君）　私も町長が申し上げたとおりだと思っておりまして、やはりプロのドライバーの方の運転で、やっぱり乗客の方にも安心感を与えられると。今日は急に何かドライバーが変わったと、そういう状況が本当に住民サービスとして受け入れられるかという状況で。正直言って私は大型の免許を持っています、ただもうペーパードライバーです。若い頃取って、今も更新はしていますけれどもペーパードライバーです。ですので、免許は持っていますが急に運転できるかと言われたら、やはり皆様も同じなように、そこは熟練した経験なりがないと難しいということがあると思いますので、なかなか急にピンチヒッターというのは難しいと考えます。

鈴木議員がおっしゃるのは、公社が運営している、指定管理者として運営しているそういった住民バスを、職員の方の、ドライバーの方の待遇の改善も含めてどうしていくかという問題提起だと思いますので、今後そこについては公社ともきちっとお話をしながら、その待遇改善に努めていくということで、役場としては考えたいということでございます。

議長（石川良彦君）　鈴木利博議員。

３番（鈴木利博君）　副町長、大型免許を持っていらっしゃるということなんですけれども。慣れというか、何回か運転すればそれなりにはできるんですよ、正直な話。あと、本人の気持ちの問題がかなり大きいのかなと思うんですね。でも、逆に言うと、例えば町長でも副町長でも、町の職員でも、まして副町長が本当にドライバーとしてやるとなったら、ここ

は本当に、大郷町はそこまでして住民バスをね、やっているんだなというふうないい印象も与えると思うんですね。それはやっぱり副町長の運転次第だと思うんですね。やっぱり乱暴な運転すれば、これはもう駄目だと。だからちゃんとしたプロ意識を持ってやれば、二刀流でも十分やっていけるとは思いますけれどもね。その辺はもう一度いかがでしょうか。

議長（石川良彦君）　町長。

町長（田中　学君）　こっちじゃなくて、皆さんのほうが暇なんでねえの。我々24時間さ、仕事をやっていて、なかなか両立てするのは難しいなと私は思う。

ただ、これから考えなくてないのは、限られた人数しかいない小さなこういう自治体が、もちろん二刀流も必要だ。農業法人立ち上げたら、農業法人が農閑期に、また隣の農業法人とも人のやり取り、交流を図りながら、そういう事業にも参入するとか、いろいろ考えていますよ。除融雪散布だってみんな一生懸命やっている。そういう内容に、今後の我が町の農業法人の在り方、新たにそういう新しい仕事も加えてやるというぐらいの対応は必要だなと思いますので。そうすれば、委託する必要ねえから、振興公社に。直接払いでいいですから、５人必要なところ８人ぐらい抱えていればいいわけだ。いろいろ考えてください。以上です。

議長（石川良彦君）　鈴木利博議員。

３番（鈴木利博君）　まさに新しい時代に向かって、そういった考え方も十分必要だと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

続きまして、大綱２の、小中一貫校の取組について再質問を行いたいと思います。

今まで導入の検討はない、していないということなんですけれども、ただいずれやはりそういった時期、建物の老朽化も踏まえますと、いずれそういう時期も来るという御答弁ですけれども、その時期というのは大体、具体的にどのように捉えていらっしゃるか。もし、分かればお願いしたいと思います。

議長（石川良彦君）　学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君）　お答えいたします。

具体的な時期的にはまだ未定でございますが、昨年の出生数20人といったところがございます。今後、出生数とかを見ていきますと、10年後には小学校で130名、中学校で100名程度が予想されまして、１クラスずつということが、今後10年間の間には１クラスずつになることが予想さ

れます。少子化、さらには施設の老朽化も考慮して、10年以内にはそういう実態がありますので、それ以前に検討が必要かと思っております。

議長（石川良彦君）　鈴木利博議員。

３番（鈴木利博君）　やはり子供の少子化ということもありますけれども、少子化も踏まえていくと、建物の経年劣化も考えますと、やはり新たな場所に小中一貫校というのが必要なのかなという感じはするんですけれども。それは、例えば本当に10年以内ぐらいにとか実現していただきたいなとは思いますけれども。実際に実現する可能性というのはどうなんですか。ここだけの話なのか、本当にやる予定なのか。その辺ちょっと突っ込んだお話を聞きたいと思うんですけれども。

議長（石川良彦君）　答弁願います。教育長。

教育長（鳥海義弘君）　お答え申し上げます。

ただいま課長が申し上げましたとおり、これからの子供たちの数はそのように減っていくということは、これ事実でございます。統計上も、人口の増減は非常に精度が高いということを聞いておりますので、恐らくそういう状況になっていくんだろうと思います。

学校の施設だけではなくて、役場の施設、それからいろいろな町内にある施設も老朽化が進んでございますので、そういったことも総合的に見て、学校の建設も考えていかなければならないのではないかなと思っておりますので、町長部局と丁寧な検討、協議をしながら進めていくのがいいのではないかなと思っています。以上です。

議長（石川良彦君）　鈴木利博議員。

３番（鈴木利博君）　あと、私が望むところは、やはりこの小中一貫校をつくって、例えば県内で、あそこの大郷に行けば例えばいじめがなく、あそこに行ったら何かこう普通の学校とは違うといった、そういった学校をつくっていただきたいなと思うんですけれども。

この施政方針の中に、学校教育についてはというところがあって、学ぶ力と自立する力の育成のためと書いてあって、それが令和２年度から取り組んできた魅力ある学校づくりとなっているんですけれども。これ、令和２年度から取り組んできたというわりにと言ったら大変失礼なんですけれども、実は１週間ぐらい前に私もちょっと中学校の評議員をやっていて、ちょうど学校教育課の方が来てリーフレットの説明があったんですね。その際にちょっといろいろ聞いたら、何と大郷は学力も、ワーストとは言いませんけれども、大分下のほうらしいんですけれども、その辺は具体的に教育課でどのように把握していらっしゃるか、教えてい

ただきたいと思います。

議長（石川良彦君）　学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君）　お答えいたします。

学力状況調査の関係につきましては、県内と比べても、全国と比べても下位のほうにいる状況でございます。

議長（石川良彦君）　鈴木利博議員。

３番（鈴木利博君）　下位とは、具体的に何番中何番ぐらいですか。

議長（石川良彦君）　学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君）　お答えいたしますと、限りなく下のほうにいるといったところでございます。

議長（石川良彦君）　鈴木利博議員。

３番（鈴木利博君）　限りなく。でも、この令和２年度から取り組んでいるとか、あとその次に小中学校の視察研修で秋田のほうにとか、これはここ最近じゃなくて、多分10年以上前からやっていらっしゃるかと思うんですけれども。何かそのわりにはあまり効果がないのかなと思うんですけれども。その辺は、教え方が悪いのか、それとも子供が悪いのか。どういうふうに原因を捉えているか､もし分かればお願いしたいと思います。

議長（石川良彦君）　教育長。

教育長（鳥海義弘君）　自分の小中学校時代をちょっと振り返りますと、私の中学校時代を振り返ってみますと、大松沢地区はレベル高かったですね。明星中学校は、これでも世界に発信するのでちょっとあれなんですが、明星中学校区はさほど高くはなかったと私は記憶しております。私の同級生177人おりましたが、仙台三高に１人、それから二女高に４人でございました。それが一番いいクラスといいますか、上のほうの同級生の進学先でございました。私の学年の前後、もっといい、飛び抜けていい学年もあったと思うんですけれども、あの頃の模擬試験のことを考えますと、さほどやっぱり明星中学校は平均的なものは高くはなかったと思っております。

そのことを踏まえているわけですけれども、50年前、60年前とさほどその実態は変わっていないんじゃないかなと思っておりますので｡ただ、そういう子供たちが、自分の生き方、人生ですよね、それをこうやっていきたいというふうに思ったときに、勉強が必要になってくるわけですけれども、そのときに一生懸命意欲を持って勉強に取り組めるような、そういう環境をきちんとつくってまいりたいと思います。その一番はやっぱり先生ですよね。私ができることは、そういう意欲を持った指導力

の高い教員を、この大郷小中学校に呼んでくる仕事かなと思っているところでございます。以上です。

議長（石川良彦君）　鈴木利博議員。

３番（鈴木利博君）　50年前からということは、言い方悪いですけれどもカエルの子はカエルになるのかなとは思うんですけれども。それは仕方ないって言えば仕方ないのかなと思うんですけれども。

　でも、この間、１週間前の学校評議会の中で、ちょっと担当の教育課の方から聞いてすごいがっかりきたのは、何か中学校においても九九も分からないというお話もあったので、これはもう中学校以前の小学校からのあれなので、これはどうなのかなと思いながらですね。だけど、どの来た教育課の人に、じゃあ大郷は県内でどれくらいを目指したいんですかと聞いたら、ベストテンとかと言っているんですね。最下位からベストテンというのは、もう何かどうなんですかね。実際、そういうのできるんですかね。でも担当課の人はそういう熱意あっておっしゃっていらっしゃったので、何かそういう施策とか、何かあるのかなと思いながら、もし分かれば。

議長（石川良彦君）　教育長。

教育長（鳥海義弘君）　お答え申し上げます。

　飛躍的に、今年から来年１年かけてドーンと伸びるということはまずあり得ません。着実な取組、これが必要だと思って、魅力ある学校づくりを令和２年から続けてきたわけでございます。そういう意味においては、だんだんにですね、年を追うごとにレベルアップをできるように努力していきたいなと思っているところでございます。以上です。

議長（石川良彦君）　鈴木利博議員。

３番（鈴木利博君）　令和２年度からやって、３、４、５、６と４年ぐらい多分経過していると思うんですけれども、効果はちょっとあまり聞きませんけれども、でもやはり例えば、県内何番目ぐらいになるとか、何かこういった学校教育のスローガンとか、何か具体的にあるといいんじゃないのかなと思うんですけれども。

　あと、もうちょっと細かい話を言えば、例えば小学校何年生かにおいては、例えば漢字検定でも何級は皆さん取得しましょうとか、そういった具体的な目標とかあると、皆さんそれに向かって頑張れるんじゃないのかなと思うんですけれども。どうでしょうかね、そういった案とか。

議長（石川良彦君）　教育長。

教育長（鳥海義弘君）　議員今お話のとおり、私も、大郷の子供たちが学力と

いいますか、意欲的なもの、自己肯定感、そういったものが低いというふうに言われているんです。自己肯定感が低いということは、全てに影響します。あなたはそのままでいいんだよ。あなたのよさはここだよというものを力にして生きていくということができないような子供たちが多いということは、やっぱりよろしくないと思うんですよね。自己肯定感を高めていくための取組は、これは教科指導だけではなくて、学校教育全般にわたってしていかなければならないと思っています。そのことがまず一つでございます。

それからあと検定のこと、これはやっぱり大事だなと私は思っています。英語検定とか、漢検とかもございます、数検もございます。こういったものを、あくまでも個人の希望でもって受けるテストでございますけれども、そういったものを学習意欲の向上につなげていければいいんじゃないかなとは、個人的には思っているところでございます。

そういう子供たち､受けたい子供たちに幾ばくかの補助といいますか、そういったものもやりながら高めていくということも大事なのかなとは思っているところでございます。以上です。

議長（石川良彦君）　鈴木利博議員。

３番（鈴木利博君）　やはり、教育長が今の学校長とかにお話をして、例えばこういうふうにしましょうとかって、教育長がある程度お話をすれば、学校長もそれに多分従うんじゃないかなと思いますし、やはり大郷、学校に限らずじゃないですけれども、何かこうやっぱりいまいち魅力がないじゃないですか。でも小学校、例えば大郷小学校は漢検何級がこんなにいるとか、そういった少し学力向上をするためのきっかけ。あとこの間の、先週の学校評議会の中でアンケートの集計のやつを見せられたんですけれども、やはり今、勉強しない子供がすごい多いんですよね。だから、それもどうなのかなと思うんですけれども。やはり勉強させるきっかけ、習慣、やっぱり習慣が大事なのかなと思うんですけれどもね。その習慣の一助として、やはり漢検だとか、何か目標を持つとか、そういった取組というのは非常に今後の子供を育てていくのについても重要な部分だと思うんですけれども。その辺についてどうでしょうかね。

議長（石川良彦君）　教育長。

教育長（鳥海義弘君）　全くおっしゃるとおりだと思っております。我々が勉強にスイッチが入ったとき、どういうときに学習意欲に火がついたかというところを振り返ってみると、様々な要因があると思うんですけれども、家庭環境もございます、それから受験勉強もございますけれども。

大郷の子供たちは、我々が子供のときのように地域で遊ぶということはなくなりました。小中学校にいる、この学校生活の中でいろいろな人間関係をつくりながら、豊かな学校生活を送ることで、我々が小さいときにやっていた地域で遊んでいたその人間関係づくりなんかも、学校教育でしなければならない状況でございます。そういうことを踏まえていきますと、学校というのはただ学力だけに一辺倒になる空間ではなくて、様々な学びをしていく空間になっていくと思っています。非認知能力をきちんとつけて、学力を下支えするようなその非認知能力ですね、そういったものをつけて、子供たちがしっかり自分の将来を見据えて学べるような、そういった環境をつくってまいりたいなと思っておりますし、校長先生方はもちろんそういった気持ちの先生方ばっかりですので、頑張っていければなと思っています。

議長（石川良彦君）　鈴木利博議員。

３番（鈴木利博君）　あと、質問がちょっと変わりまして、施政方針の中で自立する力の育成と書いてあるんですけれども、これ例えば、具体的にはどういうことをおっしゃっていらっしゃるのか。

議長（石川良彦君）　学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君）　お答えいたします。

自分で考えて行動できる、あとは学習できるといったところです。

議長（石川良彦君）　鈴木利博議員。

３番（鈴木利博君）　そういった今の教育課長のお話も当然いいことだと思いますけれども、やはり今、私たちもそうですけれども、今もうスマホがないと生きていけないような、何かスマホ依存症に小さい子供からなっているのかなという、そういう時代かと思うんですね。この自立する力を養うところで、例えば私が一つの案として、例えば無人島じゃないですけれどもそういったところに子供をやって、そこで火をおこして、例えば体験するとかね。それがやはり、親もある程度はちょっと周りで見てあげるとか、そういった本当に生きていくための力、知恵を養う、育てる時期も私は学校教育には十分必要じゃないかなと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（石川良彦君）　教育長。

教育長（鳥海義弘君）　それもまたおっしゃるとおりでございます。縁の郷がしっかりした形であれば、従来のとおりあれば、１週間ぐらい本当に合宿させて、そこから徒歩で小中学校に通わせるとか、そういったこともできると思います。できたと思います。これからも大いに可能性はある

と思っています。その際、スマホは使わせないですね。それからテレビとかなんかも見せない、そういう形で不自由な生活をさせて、自立していく力の基礎づくりといいますか、そういったものだってできないことではなかったと、できないことではないと思っていますし、花山自然の家の合宿とか、あるいは社会教育課でやっております夏休みの野外活動ですね、そういったものもございます。なるべくそういう不自由な生活をさせて、子供たちの自立する力に結びつけていければなと思います。以上です。

議長（石川良彦君）　鈴木利博議員。

３番（鈴木利博君）　先ほどの小中一貫校のお話に戻りますけれども、やはり人口減、少子化の問題もありますし、建物の経年劣化もありますから、そういったことも踏まえて、やはりこの小中一貫校をやるということはすごい重要だと思いますし、その際にやはり特色ある小中学校、さっき言った縁の郷から通ってみるとか、やはりあそこの学校に行ったらやっぱりちょっと普通の子供とは違って、もうたくましく、あそこに行ったらいい学校になるんだなという、そういったやっぱり今までにないようなそういう考えがあれば、どんどんどんどんやっぱり人も流入、人口が増加するきっかけにはなるんじゃないかと思うんですけれども。今の状態だと、でやはり人口増といっても大郷はいまいち「ばえない」といったらあれですけれども、何かやっぱり特色ないですよね。そういうところでやっぱり来てくれと言ったって、なかなか難しいかなと思うんですね。でも何かあそこは違うなというところがあれば、だんだん人も増えてくると思うんですよ。ですから、やっぱりいろいろなところで人口増加をするための要因とかきっかけはあるんですけれども、その中の一つとしてやっぱり学校、学校というか教育ですし、さっき言った義務教育９年というのは非常に人生においても重要なファクターだと思うんですね。そういうところを考えますと、やはり学校、特にさっき言った中学校においても九九が分からないとか、そういうのではやっぱりちょっとなかなか困るのかなと思うんですけれども。その辺、もう一度、どうでしょうか。

議長（石川良彦君）　教育長。

教育長（鳥海義弘君）　これまた、町長部局で考えています大郷町のまちづくりの大きな骨太の方針がございまして、その中に学校教育もその一翼を担っているわけでございますけれども。やっぱり大郷町のまちづくりを学校教育の面でどう担っていくかと。そして、おっしゃるような形でア

ピールできるような、そういう学校ですね。本当に魅力のある学校、子供たちが生き生きと輝く学校、先生方も本当に一生懸命で、保護者からの信頼を得る学校、そういったものをつくっていければ、どんどんそういったものでいいニュースを外に発信できれば、集まって来てくれる方もいるんじゃないのかなと思っております。以上です。

議長（石川良彦君）　町長から。町長。

町長（田中　学君）　一言、余計な話をする内容になるかもしれませんが、鳥海教育長は教育長の立場でいろいろ本町の教育理念をしっかりかみ砕いて、地域教育に当たっていると感謝をしておりますが、私のまちづくりの本当の信念は家づくりなんですよ。まちづくりは家づくり、家づくりは人づくり、人づくりは教育、こういう流れなんですよ。この今、本町がどっかで詰まっている、家づくりですよ。子供は親の後ろ姿で皆育ってきている。ここの家づくりの部分が宮城県は極めて弱い。秋田県の子供たち、何でこんなに優秀なのと。秋田県は家づくりが上手だと。みんな本気になって我が家をつくる。そのために、教育を子供たちにしなくてないという、そういう環境が極めて強いので。あそこの八郎潟、干拓に来た人たちが、来て米作りしようと思ったら生産調整が入った。米作って駄目だ、売って駄目だと。作ったやつを売ろうとするとやみ米で捕まる。ここを生き抜いたあの魂が秋田県なんですよ。大郷はそういうことがない。そんなに本町は困っていることもなかったけれども、よそに比べてこれはもう飛び切りすばらしいなというのもない。ここで、我々今考えなければないのはスマートスポーツパークですよ。これが今、議員がおっしゃった特色、大郷町が特色をどうつくるかということであの事業を受け入れようと。あの水害で壊れたあの場所に、この事業をもって教育の問題、アカデミーをやる。私は、小中高まで一貫教育をやりたい、高等学校まで。私立高校の分校でもいい。おとどい明成高校の卒業式に行ってきた。仙台大学の髙橋学長とも会った。「頑張ってけさいん、我々スポーツ界は期待しています」という声を直接受けて、我々、こういう形でスポーツ界、この先、物作りが世界に蔓延している、物なんかどこでも作れる、これからの世界の交流はスポーツが産業ですよ。スポーツ産業、日本で15兆円と見ているようです。

議長（石川良彦君）　町長、教育環境のことに、

町長（田中　学君）　これができることによって、大郷の教育はかなり私は変わることを期待しておりますので。何ぼしても諦めるわけにはいかない。こういうことです。以上です。

議長（石川良彦君）　鈴木利博議員。

３番（鈴木利博君）　あと、もう一つ、教育長にお聞きしたいと思います。こちらの施政方針の中には居場所づくりと書いてあるんですけれども。やはり今、居場所づくりというのは非常に大事なのかなと。やはり今、兄弟も少ない時代ですから、人もいない。昔はね、近所に友達がいましたけれども、今そういう友達もいない。友達のところに遊びに行くのに親に送り迎えしてもらって行くという、何か昔は考えられない。子供は今自転車も乗らなくなってきている。そういう中でやっぱり居場所づくりというのは非常に重要だと思うんですね。まして今、何かするとＳＮＳでいじめられたりとかするので、この居場所づくりについて、もし何か今考えていらっしゃるとか、実際に具体的にこうしているとかというのがもしあれば、ちょっとお願いしたいと思います。

議長（石川良彦君）　教育長。

教育長（鳥海義弘君）　子供は、現在小中学校合わせて544名おりますけれども、その子供たちが学校に来て、自分が自分らしくいれる場所、それが本当に保障されていれば不登校はないはずです。いろいろな家庭があっても、学校に来ればあの友達と会える、あの先生から声かけてもらえる、そういう環境であれば、家庭で少々つらくても学校に来て居場所が保障されていればですね、子供たちは学校に行くんじゃないかと。そして、ましてや県内でも有名なおいしい給食を提供してもらっているわけですので、学校に来るインセンティブは高いと思うんです。その居場所、まさに学級づくりなんですよ。その学級づくり、やっぱり担任の先生方が、あるいは学年の先生方が、そして学校を挙げて、どの子供たちも保障される居場所、そしていじめがあってもその日のうちに解決して、あしたからまたリセットされるような学級、人間関係、そういったものをつくっていくような取組を、今いわゆる魅力ある学校づくりで５年目になっているわけでございます。今後も頑張ってまいりたいなと思っています。以上です。

議長（石川良彦君）　鈴木利博議員。

３番（鈴木利博君）　今の教育長のとおりだと思います。今、学校づくり、居場所ですね、まして今親でも、親じゃないような親も今多いですし。というのは具体的に言うと例えばネグレクトとか、そういう親も決して大郷にもいないわけではないと思うんですね。そうすると、やっぱり家にいてももう飯も満足に食わせられないとなったら、やっぱり学校しかないですよね、行くところは。子供はだって判断能力あるわけじゃないし、

生活能力あるわけじゃないですから。やっぱりそういったところも加味すると、やはりこの居場所づくりというのはますます重点的なファクターが多いのかなと思いますし。あと今度、夏休みとかになると、余計そうだと思うんですね。やっぱり居場所もない、ろくに食事も与えられない、学校あるときは学校で給食は食べられましたけれども、夏休み期間になると結構食べられない子供、多分、決して１人や２人じゃなくてもっといると思うんです、実際は。そういったことも加味すると、やはり夏休み期間でも、そういったもしネグレクトとか、あまりこれは個人的なあれもありますのであれですけれども、そういったサポートとか支えるところも、その居場所づくりとしてはあってもいいのかなと思うんですけれども。最後に、それ、答弁お願いしたいと思います。

議長（石川良彦君）　教育長。

教育長（鳥海義弘君）　これは、教育委員会部局だけで済むものではございませんで、やっぱり御案内のとおり福祉部局ときちんと連携を取って、子供たちのセーフティーネットをやっぱりつくっていかなければならないのではないかなと思っていますし、今まさにつくっておりますので、子育て支援室からもしょっちゅう来ていただいて、あるいはこちらからも行って情報交換しながら、そういう子供たちの対応に努めているところでございますので、今後もっともっと強化していかなければならないと思っているとこでございます。以上です。

議長（石川良彦君）　これで鈴木利博議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩といたします。

再開は午後１時15分といたします。

午　前　１１時５８分　　休　憩

午　後　　１時１５分　　開　議

議長（石川良彦君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。８番田中三惠子議員。

８番（田中三惠子君）　通告順位８番、田中でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

まず大綱１、防犯用具などの補助金について。

（１）本町では、特殊詐欺被害防止機能つきの電話機等、購入補助を行っています。対象者は町内在住で65歳以上の方（65歳以上のみの世帯、65歳以上の方が電話を受けることが多い時間帯がある世帯）ちょっと書いていないんですけれども補助金額は経費の２分の１で上限7,000円などとなっていますが、購入補助の実績について伺います。

（２）利用対象者や助成金額、申請書類や申請期間など、申請から交付の流れが具体的にかつ分かりやすく示した御案内チラシなどの周知物があるか伺います。

（３）押し入り強盗などの犯罪が地域性を問わずに発生している昨今、ほかの防犯用具として防犯カメラやセンサーライト、防犯ガラス、窓ガラス用の防犯フィルム、防犯格子、補助鍵、防犯砂利などの防犯対策用品購入への補助金の支給支援も今後必要になると思いますが、町としての対策、取組を伺います。

大綱２、補聴器利用の支援について。

難聴はコミュニケーションを妨げ、生活の質を下げるだけでなく、認知症の最大の危険因子とも言われています。また、学業や仕事、生活の支援、認知症予防の観点から、18歳以上の軽度から中等度難聴者への補聴器使用が有効とされています。成人の補聴器購入費を助成している自治体は全国でもまだ少なく、宮城県35市町村の中では、富谷市、東松島市、名取市、大郷町の４自治体となっております。これは2024年10月末の数字です。大郷町が先進的な取組をしていることを、大いにアピールできるものと考えております。

（１）当町では、補聴器購入助成の対象年齢が65歳以上、医師による証明書、非課税世帯等となっていますが、申請や利用の実績について伺います。

（２）補聴器の価格は様々でかなり高額な物もあります。国の公的補助の対象は、障害者手帳のある高度・重度難聴者に限られ、それ以外は保険適用されず全額自己負担となるため、補聴器使用率が低いというのが国の現状です。補聴器購入費の助成は各自治体で様々ですが、今後、課税非課税を問わず18歳以上を対象とするなどの見直しが可能か伺います。

（３）耳の聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れるように、役場窓口などに軟骨伝導イヤホンを導入してはどうか伺います。

大綱の３です。「おくやみハンドブック」作成について。

ちょっと前段ですが、2024年６月の定例会で、住民サービスの向上としてお悔やみコーナー、多岐にわたる死後の諸手続を一括案内で行うワンストップサービス、これを設置してはどうか、質問いたしました。大郷町では、死亡届は葬儀社、業者が代行し、葬儀の後に遺族が来庁して、医療保険や年金等の手続を行っていただく。システムは導入していない

が、おのおの必要な項目が違うため一覧表を作成し、各担当職員が丁寧に対応していると御答弁をいただいております。

そこで（１）です。御遺族が必要となる諸手続について少しでも分かりやすく進められるように、諸手続の種類や届出の期限、故人が持っていたものなど、そのほか各種申請書作成などをまとめた「おくやみハンドブック」の作成を進めてはどうか、御意見を伺います。

（２）お一人様でも安心な死後事務委任契約、生前に死後の手続を第三者に委託する契約など、これは一例ですが、終活について考える機会や情報提供も今後大切なことと考えますが､町としての取組を伺います。

以上です。

議長（石川良彦君）　答弁願います。町長。

町長（田中　学君）　ただいまの防犯用具等の補助金についての御質問にお答えいたします。

（１）の購入助成実績につきましては、令和４年10月から補助制度を開始いたしましたが、令和４年度は２件、令和５年度は３件、令和６年度は５件となってございます。

（２）の周知につきましては、町のホームページや広報紙に掲載してございますが、チラシ等の作成はしておりません。

（３）の防犯用具等の補助制度につきましては、現在ございません。近隣自治体での導入事例もありますので、利用状況や効果などを確認しながら、検討してまいりたいと思います。

大綱２つ目の補聴器利用の支援についての御質問にお答えいたします。

（１）の利用実績につきましては、令和４年９月から助成制度を開始いたしましたが、現在までの利用実績は１件となっております。

（２）の制度の対象拡大につきましては、町の助成制度は難聴を起因とする高齢者の認知症予防と社会参加促進を目的といたしていることや、非課税世帯ではその費用負担が大きいことから対象者を設定しているもので、対象の拡大は考えておりません。

（３）の軟骨伝導イヤホンの導入につきましては、耳の聞こえにくい方が来庁された際には、職員が話す速度や声の大きさを配慮するとともに、ソファで横に座りながら応対するなど、住民に寄り添った対応を行っております。軟骨伝導イヤホンは、耳の中に入れずかけるタイプであることから、使いやすく清潔感がありますが、難聴のタイプや、周りの状況によっては効果が感じられない場合もあるようでございますので、近隣自治体での導入事例もありますので、利用状況や効果なども確認し

ながら検討してまいりたいと考えております。

大綱３の「おくやみハンドブック」についてのお尋ねでございます。

（１）のお悔やみパンフレットの作成につきましては、死亡届の提出があった場合には、遺族の方に対し各種手続に必要な項目をまとめた一覧表をお渡ししております。パンフレットの作成はしておりませんが、おのおの必要な手続が違うことから、町民課の窓口担当から各課の担当職員につないで対応しており、今後も一覧表の充実を図るなど、御遺族に寄り添った丁寧な対応を心がけてまいります。

（２）の終活への取組につきましては、高齢者のみの世帯が増える中、人生の最終章に向けて自分が準備することや、家族に伝えておきたいことなど、生前に備えることは大切なことだと考えております。本町では、令和５年度から、御自分の状態を確認し、体調を崩した場合や、亡くなった後のこと、財産のことなどを書き留めておく終活準備ノートを用意し、役場窓口のほか、地域包括支援センターと連携して家庭訪問の際などに配付しております。また、生前の対応としては、成年後見制度の活用も周知してございますので、よろしくどうぞ御理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（石川良彦君）　田中三惠子議員。

８番（田中三惠子君）　それでは、大綱１から再質問をさせていただきます。

（１）で実績というのをお伺いしたんですけれども、結構、まだまだ始まったばかりということもあるかと思うんですけれども、実績はまだ少ないように感じました。この事業に対しての予算についてお伺いいたします。

議長（石川良彦君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君）　毎年度でございますが、１件当たり7,000円を上限としてございますので、それの件数、今ちょっと、今年度の実績は５件でございますが、10件程度だとございますが、ちょっと正式な数字につきましては後ほど確認して御報告させていただきます。

議長（石川良彦君）　田中三惠子議員。

８番（田中三惠子君）　周知が進んで、申請する人数が増えたりした場合には、その不足分というのはどうなるのでしょうか。

議長（石川良彦君）　総務課長。

総務課長（熊谷有司君）　これにつきましては、補正で対応させていただきます。

議長（石川良彦君）　田中三惠子議員。

８番（田中三惠子君）　（２）に移らせていただきますが、例えば、こういったものを知らずに購入してしまいました、その後に補助があるということが分かりましたといったような場合に、遡って申請が可能でしょうか。またその際に、申請が可能な期間については、例えば年度内であればよいとかなど、そういった取決めなどはありますか。

議長（石川良彦君）　総務課長。

総務課長（熊谷有司君）　補助金交付要綱に基づきまして対応させていただきますが、補助金交付の申請際に実績報告と併せての一括の提出ということになってございますので、年度内での御購入であればそれで対応できるかと思います。

議長（石川良彦君）　田中三惠子議員。

８番（田中三惠子君）　必要な書類が整えば、ちょっと遡っても請求ができるということでよろしいですね。

議長（石川良彦君）　総務課長。

総務課長（熊谷有司君）　領収書ですね、購入の実績があるのであればそれを添付書類として、必要書類を御記入いただいて申請並びに実績報告ということで提出いただければと思います。

議長（石川良彦君）　田中三惠子議員。

８番（田中三惠子君）　分かりました。私もちょっとホームページで、大郷町のちょっと見て探してみた際に、案内が載っておりましたけれども、言葉ですとか文章の表現が少し硬いといいますか、字がいっぱいわーっと並んでいるような状況で、少し分かりにくいような感じがいたしました。特に、申請の仕方とか手続の流れなどについてとか、今言ったような、どういった場合は例えば遡ってもできますよとか、そういった具体的な分かりやすい内容の説明がさらにあるといいのかなと感じたんですけれども、御検討をいただけますでしょうか。

議長（石川良彦君）　総務課長。

総務課長（熊谷有司君）　そのように努めさせていただきます。

議長（石川良彦君）　田中三惠子議員。

８番（田中三惠子君）　次に、３番に移ります。

防犯カメラということで、詐欺対策の電話以外の防犯対策というところで、防犯カメラなど町で設置されているというのは知っているんですけれども、ちょっと何台ぐらい、またどのような場所にあるのか。または、申請があってなのか、町で判断されているのかについてお伺いいた

します。

議長（石川良彦君）　総務課長。

総務課長（熊谷有司君）　防犯カメラにつきましては、主要な交差点、実際何台設置しているのかということは、正式な数字は分かりませんが、主要な交差点等に設置はしてございまして、それぞれ防犯上、あと交差点等でございますので事故等が発生した場合に、それらの設置してある防犯カメラのデータを基に、警察等で確認をするということになってございます。

議長（石川良彦君）　田中三惠子議員。

８番（田中三惠子君）　こちらのほうは、警察の手配ということでしょうか。

議長（石川良彦君）　質問通告から若干外れていますけれども。総務課長。

総務課長（熊谷有司君）　設置につきましては町で設置してございまして、その後いろいろな事件等があった際に、警察から依頼があった際に、我々は提供させていただくということでございます。

議長（石川良彦君）　田中三惠子議員。

８番（田中三惠子君）　個人ですとか、そういったところでの申請というのは今までありましたでしょうか。

議長（石川良彦君）　総務課長。

総務課長（熊谷有司君）　防犯カメラにつきましての申請、今補助制度ございませんので、それにつきましてはございません。

議長（石川良彦君）　田中三惠子議員。

８番（田中三惠子君）　なかなか防犯カメラもピンからキリまであるんですけれども、安い物から高い物でありまして、個人がどのような形でつけられているかという把握は難しいと思うんですけれども、例えば町の事業主さんとかなどでは設置もあるんではないかなと思います。実際に、倉庫から大量にタイヤが盗まれたなんていう事例もあったと記憶しております。

　例えば、町内会だったり、そういう個人ではなくて団地だったりとかですね、そういったところで団体で申請して、国の助成が利用できる場合もあるようですけれども、そういった周知活動などはされていますでしょうか。

議長（石川良彦君）　先ほど、利用状況効果など確認してから検討するということなので、恐らく把握していないと思いますけれども。総務課長。

総務課長（熊谷有司君）　現在のところ把握はしてございません。

議長（石川良彦君）　答弁ちゃんと聞いて質問してください。どうぞ、田中議

員。

８番（田中三惠子君）　そういうことであれば、周知の活動にこれからは努めていただく必要もあるのかなというように感じております。非常に今、戸建ての住宅が狙われることが多いというようなことですとか、事前に下見をしてから犯行に及ぶことが多いというようなことも言われておりまして、都市部よりものどかな農村地帯が安全だとは言えないと思います。隣家との距離があったり、植え込みなどで隠れみのになってしまうなど、むしろ十分な対策が必要なのかもしれません。防犯カメラを設置するということで抑止効果が期待できるというものもありますし、先ほどの交通事故のように証拠にもなるということで、ぜひ町ぐるみで防犯意識を高め、犯罪の抑止力の高いまちづくりに今後取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（石川良彦君）　答弁変わらないですよ。その辺確認してから検討するとお答えで、さっきも言っているんですけれども。答弁ちゃんと聞いていてください。町長から最初に答弁あった内容で、先ほども確認しておりませんとか、その状況について答弁あったんですから。総務課長、いいですか、もう一回。総務課長。

総務課長（熊谷有司君）　先ほどの町長の答弁のとおりでございますが、町では今補助制度等ございませんので、今全国的にいろいろ各地で、いろいろな被害等が起きて、重要事件も起きているわけでございますので、それを、近隣自治体でも実際導入しているところもございますので、それを効果検証した中で、町が必要かどうかも含めて、検討させていただければと思ってございます。

議長（石川良彦君）　田中三惠子議員。

８番（田中三惠子君）　では、よろしくお願いしたいと思います。

大綱２についてです。

こちらでは、まだやはり対象というか、実績の方が１名ということで、こちらもかなり周知が進んでいないのではないかと感じるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（石川良彦君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君）　補助、助成制度につきましては、先ほどの総務課の答弁とも似通った形になりますが、ホームページあるいは広報紙等を通じた中で制度を周知しているとともに、補聴器については高齢者を対象としておりますので、地域包括支援センターなどとも連携の上制度の周知に努めているところでございます。

議長（石川良彦君）　田中三惠子議員。

８番（田中三惠子君）　（２）に移ります。こちらは、実際に町の方のお声ということでちょっとお伝えしたいんですけれども、補聴器というのは結構高額で、片耳でも数万円、高価な物では十数万円にもなるんですけれども、大体障害者手帳の範囲になっていない方の場合は全額自己負担になりますので、負担が非常に大きいと。補助の金額というのは、今、高齢者の方に対しての補助の金額、いろいろ条件もあるんですけれども、３万円という上限になっているんですけれども、そこまで多くは望まないんですけれども、対象者の枠を広げてほしいというようなお声が聞かれております。その点に関して、今後検討の余地があるとお考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君）　先ほど対象の拡大を考えておりませんと答弁しているんですけれども。課長、もう一回いいですか。保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君）　制度につきましては、議員の最初の質問の内容にもあるとおり、認知症になるということが最大の危険であって、そういった場合、高齢者においては社会から隔離されるような状況にもなってしまいがちでございます。そういった観点も含めて、町としては高齢者の方々を対象としてそういった助成制度を行っているということであり、また町長答弁にある内容でございますが、非課税世帯であれば、その世帯に対する影響が大きいということから助成しているというところでございまして、課税世帯などへの対象の拡大は考えてございません。

議長（石川良彦君）　答弁もらったことについて、同じ質問は避けて、次に進んでいただければ助かります。田中三惠子議員。

８番（田中三惠子君）　同じ質問というよりは、ちょっと流れで話をさせていただいているというところもございます。今の現在の高齢者の方に対しての助成ということより、またさらに一歩進めた形での提案という形でお話をさせていただいているところです。65歳以上の高齢者に限らず、若年層でも、例えばヘッドホン難聴が増えていると言われております。補聴器を必要とする方が自分に合った補聴器を購入して、学業や仕事、生活などに取り組めるように、対象年齢の見直しを検討していくという方向で今後お考えいただきたいと考えております。

次の３番目ですね。先ほども近隣の市町村でも導入しているところがあるということでしたので、役場の窓口だったり、社会福祉協議会であったりとかそういったところで、優先度の高い窓口から導入を進めていただければと思っております。

次の大綱３です。

まず、（１）についてですが、これに関しては担当の課の課長などともいろいろお話をさせていただいて、非常に、町の取組として今の現状に合っているのかなというのを実感しております。

ほかの自治体のお悔やみパンフレットなどを何点か確認いたしましたが、手続については全て漏らさずに網羅するというスタンスなので、60ページを超えるような内容となっておりました。当町での取組のように、その方に応じた、必要となる手続というのが個々に違うので、それに対応しておりますというお話でした。そういうケース・バイ・ケースとなると、対応される側の判断など非常に複雑で、御苦労も多いと思うのですが、担当する職員の方は大体決まっているんでしょうか。お伺いいたします。

議長（石川良彦君）　答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉　昭君）　お答えいたします。

担当する職員につきましては、町民課の戸籍の窓口を担当している職員が主に受持ちをさせていただいております。

議長（石川良彦君）　田中三惠子議員。

８番（田中三惠子君）　その方は、お一人ないしお二人とかという方ですかね。

議長（石川良彦君）　町民課長。

町民課長（千葉　昭君）　住民係３名ございます。その３名が主に受持ちをさせていただいてございます。

議長（石川良彦君）　田中三惠子議員。

８番（田中三惠子君）　死後の事務というのが非常に多岐にわたる手続が必要となってきて、本当に項目を見ただけですごい数なんですけれども、実際に町民の方のお声として、家族を亡くしてショックのあまり茫然自失の状態で、頭も働かないし理解もいろいろ、話を聞いても理解もできないし、気力もない中で多くの手続が迫ってきましたと。でも、窓口の方が一つ一つ全部教えてくれて本当に助かったと話されておりました。また、その際に、手続の順番だったり、提出期限などが分かるようなもの、また、役場の窓口だけではなくて、ほかでも、例えば金融機関の口座の解約だったりとか、そのタイミングだったりとか、そういったものもやっぱり必要になるようなので、そういったものが分かるようなものがあると助かるなと、もっと助かるなという御意見がありました。先ほど回答にもありましたけれども、そういった中に、今の御意見を加えていただけないかなと考えますが、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君）　町民課長。

町民課長（千葉　昭君）　お答えいたします。

確かに項目といいますか、その方それぞれ違いますが、それを網羅すると、先ほど議員がおっしゃったとおりやっぱり60ページとか、ほかでやっているところもございます。実際、60ページにわたるパンフレットをつくって、これを見てどうぞとやるのが本当にそれが親切な行政なのかと考えますと、私はかえって一人一人、横に座って必要なものを、話を聞き取りながら必要な係におつなぎするというほうが、この大郷町としてはマッチしているのではないかなと考えてございます。

議長（石川良彦君）　田中三惠子議員。

８番（田中三惠子君）　お聞きしたところでは、窓口に来た方がいろいろ相談されました。必要な担当部署がいろいろあるわけで、そういったところに、その窓口の方が一緒に行ってつないでくださるというか、最後まで相談してくださったというようなふうに聞いているんですけれども。実際そのような状況ということでよろしいでしょうか。

議長（石川良彦君）　町民課長。

町民課長（千葉　昭君）　お答えいたします。

来る方が、例えば高齢であるとか、その方に応じまして対応を心がけてございます。例えば高齢の方で足腰が不自由な方だとなれば、２階の課のほうにどうぞというようなことはせず、２階の担当をこちらに呼んで、窓口のほうで対応させるなど、その方々によって対応は変えさせていただいてございます。

議長（石川良彦君）　田中三惠子議員。

８番（田中三惠子君）　本当に町の実情にすごく合ったきめ細かい対応と感じております。

例えば、死亡届が１週間以内だったりにやらなくてはいけないとか、そういう死亡届に関しては電話とかメールは駄目だけれども、例えば居住地以外の役所でもいいよとか、そういった情報なども盛り込んであると助かるなと感じておりますが、家族の方が遠方の方などという場合もあるんでしょうか。

議長（石川良彦君）　町民課長。

町民課長（千葉　昭君）　死亡届に限りましては、火葬の関係もございますので、普通は、通常ですと葬儀屋さんの方が死亡届を即座に持ってくるというのが一般的でございます。

議長（石川良彦君）　田中三惠子議員。

８番（田中三惠子君）　あとちょっと、本当に知りたかったんですけれども、自治体によっては葬儀費用の支給制度というのが、一部戻ってくる制度というのがあるようなんですけれども､当町にはございますでしょうか。

議長（石川良彦君）　町民課長。

町民課長（千葉　昭君）　健康保険、国保の場合でございますと５万円の葬祭費の支給がございます。

議長（石川良彦君）　田中三惠子議員。

８番（田中三惠子君）　そういった部分も、尋ねてこられた方に説明されているということですよね。

　あと、（２）に移りたいと思います。こちらは１番と非常に関連しておりまして、この事業に関しても令和５年度からの終活準備ノートを準備しているというようなお話でした。実際に、どの程度活用されておりますか。

議長（石川良彦君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君）　お答えいたします。

　こちら、令和５年度から用意してございます。令和５年度におきましては50冊を御用意させていただいて、全てそこははけてございます。今年度、そういった利用状況も鑑みて、今年度は500冊を購入しておりまして、役場と地域包括支援センターでそれぞれ配付しておりますので、在庫数は今確認してございませんが、役場の中ですと数十冊ははけている状況にございます。

議長（石川良彦君）　田中三惠子議員。

８番（田中三惠子君）　こういう終活の準備、エンディングノートといったのがまだまだ、最近は随分言われるようになってきていますが、普及していない現状ではないのかなと思ったんですが、かなり大郷町の場合は取組が進んでいるんだなと感じております。

　終活というのは、（１）のお悔やみの手続にも関連しておりまして、生前からの準備が確実にお悔やみ手続の準備に連動しております。お身内のある方、お一人様、皆さんが必要なこととして、なかなかこれ分量も多いですし、いろいろなことを書かなくてはいけないものなので、１人では取り組みにくいことでもあるのかなと感じております。一緒にノートを開いて勉強しながら作成に取り組む研修会など、企画されているのかも分からないですが、企画されてはどうでしょうか。

議長（石川良彦君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君）　お答えいたします。

現状、そういった研修会とかそういうことはやってございませんけれども、御相談があったり、そういったものが必要であろうという方々に対しましては、地域包括支援センターが訪問した際に丁寧に説明を行っている状況でございます。

議長（石川良彦君）　これで田中三恵子議員の一般質問を終わります。

次に、６番鈴木恵子議員。

６番（鈴木恵子君）　通告順位９番、鈴木恵子です。よろしくお願いします。

私自身、気づかないうちに単身高齢者世帯と呼ばれるものに昨年からなってしまいました。というわけで、この高齢者福祉について質問させていただきます。

保健福祉事業については、令和７年度から健康おおさと21プラン及び地域福祉計画に基づく各種事業を推進していくとあります。また、高齢者が安心して暮らすことができるように､在宅支援や高齢者見守り支援、各種事業の周知に努めてまいりますとありますが、今後どのように具体的に改善し、取り組んでいくのか伺います。

議長（石川良彦君）　答弁願います。町長。

町長（田中　学君）　ただいまの鈴木議員の高齢者福祉についての御質問に対して、お答えをいたします。

65歳以上の高齢化率が40％超える我が町にとって、高齢者が元気で安心して暮らせることが重要な課題であります。

このたびの地域福祉計画は、高齢化や核家族化、社会的孤立などの影響により複雑化・複合化する課題に対し、介護や障害、子育てなど各方面から包括的に支援を行うための計画として、また、第三期健康おおさと21プランは、生活様式の多様化などが進む中、生活習慣病の予防や、ライフステージごとの健康づくりなどに取り組み、健康寿命の延伸の実現に向け、それぞれ策定いたしました。

高齢者の在宅支援につきましては、地域包括支援センターとの連携による在宅介護サービスへの相談支援のほか、軽度生活援助事業や配食サービス事業などを引き続き実施してまいります。

見守り支援につきましては、地域での理解と見守り活動につなげるため、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、ＱＲコードを活用した認知症高齢者見守り事業を実施いたします。

また、緊急時の連絡体制確保のためのあんしん見守りネットワーク事業や、救急医療情報キッド配布事業などについて、支援が必要な人に情報が届くように努めてまいります。

以上であります。

議長（石川良彦君）　鈴木恵子議員。

６番（鈴木恵子君）　では、配食サービスを受けている方は、多い方で週３回は見守り的に誰かが訪れるという生活を送っていらっしゃると思うんですけれども、それ以外に独り暮らしや高齢者の２人暮らしの方には、緊急情報システム、あんしん見守りネットワークがとても有効な手段だと思うんですけれども、今そのシステムを利用されている方は何名、何世帯いらっしゃるのでしょうか。伺います。

議長（石川良彦君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君）　お答えいたします。

あんしん見守りネットワーク事業の現在の利用者は21名でございます。

議長（石川良彦君）　鈴木恵子議員。

６番（鈴木恵子君）　それは、前年度と比べると何件かは増えているんでしょうか。

議長（石川良彦君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君）　お答えいたします。

正確な数字は今つかんでおりませんが、前年よりは数件増えている状況でございます。

議長（石川良彦君）　鈴木恵子議員。

６番（鈴木恵子君）　これは家族と、息子さんとか娘さんと離れて暮らしている方が、親の安心のために利用できる有効的なシステムだと思うんですけれども、その中で御加入する際、御家族なんかに御説明して加入していただくと思うんですけれども、御説明してもこのシステム、このサービスはやらないよとかとおっしゃる家庭などはあるんでしょうか。

議長（石川良彦君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君）　必要な方に対して、民生委員さんであったり、包括支援センターであったり、そういったところの相談の中でいろいろ御提案されている状況にございますけれども、その中で断っているかどうかというところの内容は把握してございません。

議長（石川良彦君）　鈴木恵子議員。

６番（鈴木恵子君）　それで、あわせまして緊急医療情報キッド、これ昨年からでしたかね、やっているんですけれども、これは何人の方の登録があるんでしょうか。

議長（石川良彦君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君）　お答えいたします。

この事業に関しては、登録という形ではなくて申請いただいた方に対して配付しているものでございまして、今年度から行っておりますが、現時点で85件に配付してございます。

議長（石川良彦君）　鈴木恵子議員。

６番（鈴木恵子君）　それは、独り暮らしの家庭の方が多いんでしょうか、それとも高齢者の２人暮らしの方なんでしょうか。

議長（石川良彦君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君）　お答えいたします。

このキッドの配付の条件が、高齢者のみの世帯で構成する世帯というのが基本にございます。多くは独り暮らしの方でございます。

議長（石川良彦君）　鈴木恵子議員。

６番（鈴木恵子君）　これを利用するのになかなか、コピーを取ったりするのが面倒だというお話を伺っているんですけれども、そこら辺をクリアすればもっとたくさんの方に利用していただける、とてもいい、救急車とかで運ばれるとき慌てなくてもいいようなシステムだと思うんですけれども、これを利用する際、手助けしてくれる方とかはいらっしゃらないんでしょうか。

議長（石川良彦君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君）　お答えいたします。

実際、役場に来ていただいて申請いただいた場合においては、そういったことのお手伝いということは行っておりますし、地域包括支援センターが入ってそういったことのつなぎを行っている場合も、実際の配置に関してお手伝いをしている状況にございます。

議長（石川良彦君）　鈴木恵子議員。

６番（鈴木恵子君）　あとその中で、やっぱり高齢者の家庭や、あと障害者の方がいらっしゃる避難行動要支援者名簿の見直しなどは、今年度されたんでしょうか。

議長（石川良彦君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君）　要支援者台帳の整備につきましては、今年度の当課の重点事業として取り組む予定でございましたが、現状では予定どおり進んでいる状況ではございません。

議長（石川良彦君）　鈴木恵子議員。

６番（鈴木恵子君）　どういった理由で、それは予定どおり進められなかったんでしょうか。

議長（石川良彦君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君）　まず理由としましては、私の管理能力の不足があるかと痛感しているところでございますけれども、当課の現状としまして、今年度病気休職により１日も出勤していない職員がいる状況にあり、現実減員１名という状況の中で今年度事業を遂行してございます。

また、担当する中においては、国の政策によりまして、価格高騰支援給付金の給付が今年度２回、現在も行っておりますけれども、そういったことを行っている状況から、職員においては時間外を多くやらざるを得ない状況にございます。

そういった中で、その台帳の整備に関して、重要性はもちろん認識してございますけれども、なかなか手をつけられる状況にないというところでございます。

議長（石川良彦君）　鈴木恵子議員。

６番（鈴木恵子君）　事情は分かりましたけれども、名前が載っているのに連絡先の電話番号が載っていない。そして、何かいざその御家族が具合悪くなったとき、やっぱり何かあったときは肉親への連絡が、やっぱり近所も大事ですけれども、本当に緊急の場合というか、本当に最悪の場合はそういったものが大切なものだと思うんですね。ぜひとも、急いでやれとは言いませんけれども、来年度中というか、電話の不備ある分とか、そういう部分を把握していただいて、ぜひともそれはやっていただきたいと思います。

それで、見直しもされていないのに、令和７年度新規で名簿に載せるような方が増えていくのかと思うところもあるんですけれども、そういったところも併せてつくっていただいて、名簿として作成していただけるのでしょうか。

議長（石川良彦君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君）　お答えいたします。

令和７年度には、ぜひ整備も含めましてそのように努めてまいりたいと考えております。

議長（石川良彦君）　鈴木恵子議員。

６番（鈴木恵子君）　なかなか福祉というと、とても何か優しいイメージがあるんですけれども、本当に課長とかやっているほうにしてみたら、解決が困難な課題が山積みなことだと思うんですけれども、ぜひともよろしくお願いします。

それで、私なりにちょっと考えたことがあるんですけれども。緊急医療情報キッド、あれ在庫は何個あるんでしょうか。在庫というか、いっ

ぱい取り寄せたんですよね。

議長（石川良彦君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君）　昨年度末にまず最初に購入し、100個購入したんですけれども、その在庫、現在85件ということなので、今年度も追加で購入はしておりますので、在庫のほうはある程度確保している状況にございます。

議長（石川良彦君）　鈴木恵子議員。

６番（鈴木恵子君）　在庫が増える、利用したい人にはすぐお渡しして利用できるということなんですが。例えば、地域で集まるときがありますよね。何か高齢者の方の集まりとかあるときに、社会福祉協議会の方が来ていただいていろいろ体操とかもしていただくんですけれども、そういうときに併せて町としてこういうサービスがありますよという説明というのかな、何かそういうことを教えてくれる会というか、そういうのを設けることはできないんでしょうか。

議長（石川良彦君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君）　お答えいたします。

現在ですと、社会福祉協議会がやっている事業であったり、町のほうの関係でいうといきいき百歳体操であったり、そういった高齢者の方々が関わるような事業というのを数多く行っておりますので、そういった機会を通しまして、町の事業を説明してまいりたいと思います。

議長（石川良彦君）　鈴木恵子議員。

６番（鈴木恵子君）　本当にサービスを必要としている方の情報収集なんかも、本当にしていただきたいと思います。

それで、施政方針を見ますと、地域、人をつなぐ仕組み、体制の構築として、地域における居場所づくりに努めますとあるんですけれども、その居場所づくりなんですけれども、高齢者に関しては、以前ふれあいの家「心郷」というものがありましたが、それも今閉まっている状態です。町としては高齢者の居場所づくりは、地域というか行政区単位で今は行っていると捉えていいんでしょうか。町として、何か、どこか、こういうところでいろいろなことをやるよという、イベント的というか、今までふれあいの家でやってくれていたような事業は、今後考えていないんでしょうか。

議長（石川良彦君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君）　お答えいたします。

ふれあいの家は、御存じのとおりなんですけれども、あれに替わる事

業として今のところ考えられている事業は特にありません。

議長（石川良彦君）　鈴木恵子議員。

６番（鈴木恵子君）　何かさっきから、すみません、縁の郷、利博議員も言ったんですけれども、私も縁の郷を町民の方に、そちらは小中学生と言っていましたけれども、私は高齢者の方にも広げていただいて、せっかくある自然豊かな施設ですので、今後、縁の郷は農政商工課担当なんですか、その担当課の枠を超えて利用することはできないんですか。

議長（石川良彦君）　所管のほうでそういう使い方できるか、できないかということでしょうから。農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君）　お答えいたします。

そういった御意見も頂戴しながら、今後どのように活用していくか検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

議長（石川良彦君）　鈴木恵子議員。

６番（鈴木恵子君）　集客とか、何かほかの町から来る人のためではなく、縁の郷、町民の方に喜ばれ活気づく施設として生まれ変わるのを私は希望しているんですけれども。

あと、コワーキングスペース、あれなんかも、年取った方、私あそこ見たとき思わず、高校とか中学校のときに使った家庭科室のようなたたずまいだなと感じたんです。そんなことを思いながら過ごしていたとき、親しくしてくれる奥さんが「私たち、何かこう集まってね、やる施設が欲しい。そういうところがあれば、何か元気に過ごせる」みたいな感じのお話になりました。ぜひとも、コワーキングとかにかかわらず考えていただけますか。もう一度お伺いします。すみません。

議長（石川良彦君）　農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君）　お答えいたします。

縁の郷につきましては、プロポーザル方式であったり、それからいろいろな企業様のお話を伺ったり、今後の活用については今検討しているところでございます。

前にもお答えさせていただきましたが、そういった御意見であったりもあるんですけれども、町民の方にやっぱり喜んでいただくような施設というのも当然念頭には置いております。せっかくつくったテレワーク施設、コワーキングも含めてですので、コワーキングスペースも20人、30人と入りますので、そういった活用をぜひ当課でもしていただきたいと思っております。以上です。

議長（石川良彦君）　鈴木恵子議員。

６番（鈴木恵子君）　それで、今、いきいき百歳体操、かなりそういう団体ができて活動しているみたいなんですけれども、地域とかの壁を取っ払って、本当に縁の郷で、いきいき百歳体操の集い的なものを行ってみるとか、あと本当に各種イベント、そうやって各年代問わず、みんなが集まってくれるようなことになってくれると、本当に私はうれしいんですけれども。ちょっと話飛びましたね。

あと、話合いの場として協議体というのが設置されていると書いてあったんですけれども、協議体はどういった方の集合体なんでしょうか。

議長（石川良彦君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君）　すみません、どこに書いて……、

議長（石川良彦君）　鈴木恵子議員。

６番（鈴木恵子君）　地域における支え合いの活動というあたりです。44ページあたりです（「施政方針、何に書いてあるの、福祉計画、そっちのほう」の声あり）そっちの、飛びますか、すみません。

議長（石川良彦君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君）　すみません。地域福祉計画の44ページにある内容ということで、地域の方々、今やっている百歳体操もそうなんですけれども、いわゆる地域の方々が集まって世間話であったり、いい意味のその辺の情報交換の場であったりという場がなかなか少ないので、そういったことも含めながら、町で事業もやりながら、そういった場を提供していきたいというような内容でございます。

議長（石川良彦君）　鈴木恵子議員。

６番（鈴木恵子君）　どのくらいの頻度で、その話合いとか、行事は行われているんでしょうか。

議長（石川良彦君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君）　お答えいたします。

現状、仮に百歳体操だとすれば、事業の実施主体は基本的にはそれぞれの団体にお任せしておりますけれども、最初の町の取組とすれば年間６回ほど、フォローアップも含めて介入しているところでございます。

議長（石川良彦君）　鈴木恵子議員。

６番（鈴木恵子君）　協議体というとちょっと難しいのかなと思ったんですけれども、そういったところの集まりの中で、問題点もしくは課題点というのは、役場に共有されるということはあるんでしょうか。話が戻ってくるということはあるんでしょうか。

議長（石川良彦君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君）　お答えいたします。

最初の説明がちょっと不足していて申し訳ございません。協議体につきましては、地域包括支援センターで持っている中身になるわけなんですが、その中で関係団体が集まった中で、課題を集めて、それに対する課題解決に向けて協議をする場でございます。

議長（石川良彦君）　鈴木恵子議員。

６番（鈴木恵子君）　それは、年間何回とか、話し合う場はあるんですか。

議長（石川良彦君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君）　こちらは定期的に、今年度ですと８回ほど会合を開いているところでございます。

議長（石川良彦君）　鈴木恵子議員。

６番（鈴木恵子君）　それで、私自身も高齢者単身世帯なそうなんです。そして、高齢者の夫婦世帯というのも、大郷町の４軒に１軒はそういった世帯なそうなんですけれども。地域の見守りや支え合いも大事なんですけれども、やっぱり高齢者の方が１人で住んでいる、もしくは夫婦で２人で住んでいるとなると、なかなか人と接することもなく、会話もなく過ごしていると思うんですね。そういった方を元気づけられる、何か町としての施策というのはないんでしょうか。

議長（石川良彦君）　保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君）　お答えいたします。

夫婦でおらっしゃる方は夫婦で仲よくやっていただければなと思いますけれども、地域の中でいえば、高齢の団体となると老人クラブであったりそういったものがあります。今、老人クラブもなかなか少なくなってきている状況にはございますけれども、そういった地域独自の集まりもありますので、そういったものを生かしながら、地域の交流を図っていただければなと思っております。

議長（石川良彦君）　鈴木恵子議員。

６番（鈴木恵子君）　さんざん引っ張ってこれかと言われるかもしれませんが、町長、ちょっとお願いがあります。独り暮らしで、朝、誰とも挨拶もしない。そんなふうに過ごしている方もいらっしゃると思うんですけれども、ぜひとも防災大郷でですね、何だろう……ＡＩの音声でなく、大郷町は大郷町長が「おはよう。今日も頑張ろう」みたいな感じで、みんなの目覚めを、元気を、朝の活力をみんなにくれるような取組を、町長、やっていただけないでしょうか。町長の声だからいい。

議長（石川良彦君）　答弁願います。町長。

町長（田中　学君）　新年度から朝の御挨拶、申し上げたいと思います。

議長（石川良彦君）　鈴木恵子議員。

６番（鈴木恵子君）　私は、本当に町長、話題性とかそういうのではなくて、本当に町民の皆さんに活力を与える、やっぱり一番の方は町長だと私は思っております。ごますっていますけれども。でも、大和町もＡＩだといっていましたし、もう、宮城県では。町長、「おはよう」ってみんなに声かけてください。

これで私の一般質問終わります。ありがとうございます。

議長（石川良彦君）　これで鈴木恵子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩といたします。

午　後　２時１８分　　休　憩

午　後　２時２７分　　開　議

議長（石川良彦君）　それでは、休憩前に続き会議を開きます。

日程第３　報告第１号　専決処分の報告について

議長（石川良彦君）　日程第３、報告第１号　専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者から報告第１号の報告を求めます。復興推進課長。

復興推進課長（門脇匡哉君）　それでは、報告第１号　専決処分の報告についての御説明を申し上げます。

議案書１ページをお開き願います。

御報告いたします。

報告第１号　専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により議会に報告する。

令和７年３月４日　提出

大郷町長　田　中　　学

次ページをお開き願います。

専決第１号　専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

記

１　件名及び契約名　令和６年第１回大郷町議会臨時会において議案第１号により議決を得た「令和５年度粕川地区防災コミュニティセンター新築工事」

２　金額の変更　議決を得た契約金額　一金　397,980,000円
変更後の契約金額　一金　402,913,500円
契約金額の増額　一金　4,933,500円

３　変更理由　設備機器の変更及び追加、屋外設備設置部の外構工事の追加によるもの。

令和７年２月４日　専決

大郷町長　田　中　　学

工事の進捗状況につきましては、現在、最終的な仕上げを行っており、進捗率は95％となっております。

以上で、報告第１号　専決処分の報告について説明を終了いたします。

議長（石川良彦君）　以上で、報告第１号の報告を終わります。報告第１号は報告のみとなります。

日程第　４　議案第　２号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第　５　議案第　３号　大郷町課設置条例の一部改正について

日程第　６　議案第　４号　大郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日程第　７　議案第　５号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第　８　議案第　６号　職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第　９　議案第　７号　職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第１０　議案第　８号　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第１１　議案第　９号　大郷町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

日程第１２　議案第１０号　大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第１３　議案第１１号　大郷町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第１４　議案第１２号　大郷町介護保険条例の一部改正について
日程第１５　議案第１３号　大郷町集合宿泊施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第１６　議案第１４号　大郷町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第１７　議案第１５号　財産の無償貸付について
日程第１８　議案第１６号　大郷町総合計画について
日程第１９　議案第１７号　令和６年度大郷町一般会計補正予算（第１１号）
日程第２０　議案第１８号　令和６年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第２１　議案第１９号　令和６年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第４号）
日程第２２　議案第２０号　令和６年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第２３　議案第２１号　令和６年度大郷町水道事業会計補正予算（第４号）
日程第２４　議案第２２号　令和６年度大郷町下水道事業会計補正予算（第４号）

議長（石川良彦君）　次に、日程第４、議案第２号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、日程第５、議案第３号　大郷町課設置条例の一部改正について、日程第６、議案第４号　大郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、日程第７、議案第５号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、日程第８、議案第６号　職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、日程第９、議案第７号　職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第10、議案第８号　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、日程第11、議案第９号　大郷町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について、日程第12、議案第10号　大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第13、議案第11号　大郷町国民健康保険税条例の一部改正に

ついて、日程第14、議案第12号　大郷町介護保険条例の一部改正について、日程第15、議案第13号　大郷町集合宿泊施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、日程第16、議案第14号　大郷町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、日程第17、議案第15号　財産の無償貸付について、日程第18、議案第16号　大郷町総合計画について、日程第19、議案第17号　令和６年度大郷町一般会計補正予算（第11号）、日程第20、議案第18号　令和６年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）、日程第21、議案第19号　令和６年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第４号）、日程第22、議案第20号令和６年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）、日程第23、議案第21号　令和６年度大郷町水道事業会計補正予算（第４号）、日程第24、議案第22号　令和６年度大郷町下水道事業会計補正予算（第４号）を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。初めに、議案第２号及び議案第３号、議案第５号、議案第６号、議案第７号、議案第８号並びに議案第９号について説明を求めます。総務課長。

総務課長（熊谷有司君）　それでは、議案第２号の提案理由を申し上げます。

議案書３ページをお開き願います。

議案第２号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和７年３月４日　提出

大郷町長　田　中　　学

初めに、本条例の制定理由につきまして申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布に基づき、一部を除き令和７年６月１日から施行されることとなったため、関係条例の文言の改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、懲役及び禁錮を廃止し、これらに替えて拘禁刑を創設することなどとされたものでございます。

改正する条例につきましては、職員の給与に関する条例、大郷町個人情報保護法施行条例、大郷町議会の個人情報の保護に関する条例、大郷町消防団条例の４条例でございます。

４ページを御覧いただきます。

改正条文につきまして御説明をいたします。

第１条は職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、第18条の２第３号及び第４号、第18条の３第１項第１号及び第５項第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

第２条は大郷町個人情報保護法施行条例の一部改正でございまして、附則第３条第６項及び第７項中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

第３条は大郷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正でございまして、第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

第４条は大郷町消防団条例の一部改正でございまして、第５条第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

附則といたしまして、施行日につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行日とするものでございます。

また、罰則の適用等に関する経過措置及び人の資格に関する経過措置を設けて記載してございます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての提案理由の説明といたします。

続きまして、議案書６ページを御覧いただきたいと思います。

議案第３号　大郷町課設置条例の一部改正について

大郷町課設置条例（平成６年大郷町条例第５号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和７年３月４日　提出

大郷町長　田　中　　学

初めに、本条例の改正理由につきまして申し上げます。

農業を基幹産業としてございます本町におきまして、効率的な営農や販路拡大等、今まで以上に農業の振興を実践していく必要があることから、現在の農政商工課を農林振興課と商工観光課に分けるものでございます。

商工観光課では、既存事業の商工会への補助や資金融資の利子補給等を継続的に実施するとともに、まちづくり政策課で所管しておりました産業立地推進に関することを商工観光課に所管替えすることにより、企業誘致や企業立地等、一体的な商工業の振興が実践されるものでございます。

また、観光の振興につきましても、観光拠点である道の駅おおさとを

中心に関係機関と連携し、本町の観光資源の保全と活用等を図るものでございます。

改正内容といたしましては、農政商工課を農林振興課と商工観光課に分けるものでございます。

まちづくり政策課の分掌事務中「７号　国家戦略推進に関すること」を削除するものでございます。

７ページを御覧いただきます。

改正条文につきまして御説明をいたします。

第２条中「農政商工課」を「農林振興課」「商工観光課」に改めるものでございます。

第３条、まちづくり政策課の項中第４号を削り、第５号を第４号とし、第６号を第５号とし、第７号を削り、第８号を第６号とし、第９号を第７号とし、第10号を第８号とするものでございます。

第３条中「農政商工課」を「農林振興課」に改め、同項第３号から第６号までを削り、同項の次に次の１項を加えるものでございます。

商工観光課

（１）商工業の振興に関すること。

（２）観光に関すること。

（３）産業立地推進に関すること。

（４）特産振興に関すること。

（５）公園に関すること。

附則といたしまして、この条例の施行期日は令和７年４月１日としてございます。

大郷町課設置条例の一部改正についての提案理由の説明といたします。

続きまして、議案書10ページをお開き願います。

議案第５号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年大郷町条例第６号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和７年３月４日　提出

大郷町長　田　中　　学

初めに、本条例の改正理由につきまして申し上げます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が公布され、人事院勧告における公務員人事管理に関する報告において、仕事と介護

の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備については、民間労働法制の施行、令和７年４月１日から遅れることなく実施することとされていることから、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正をするものでございます。

次のページ、11ページを御覧いただきます。

改正条文について御説明いたします。

第15条第１項中「配偶者の父母その他規則で定める者」の次に「（第17条の２第１項において「配偶者等」という。）」を加えるものでございます。

第17条の２は、配偶者等が介護を要する状況に至った職員に対する意向確認等について、また第17条の３は、勤務環境の整備に関する措置について規定したものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は令和７年４月１日としてございます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての提案理由の説明といたします。

続きまして、議案書13ページを御覧いただきます。

議案第６号　大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

大郷町職員の育児休業等に関する条例（平成４年大郷町条例第１号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和７年３月４日　提出

大郷町長　田　中　　学

初めに、本条例の改正理由について申し上げます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が公布され、男女ともに仕事と育児、介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずる内容の改正がなされました。当該改正に伴いまして、条例で引用している条項にずれが生じることから所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、改正条文を御覧いただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例の施行期日につきましては４月１日としてございます。

大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての提案理由

の説明といたします。

続きまして、議案書15ページを御覧いただきます。

議案第７号　職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例（昭和32年大郷町条例第12号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和７年３月４日　提出

大郷町長　田　中　　学

初めに、本条例の改正理由につきまして申し上げます。

令和６年人事院勧告に基づいた一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて、職員の給与に関する条例を一部改正するものでございます。

改正内容といたしましては、俸給が係長以上はより職責重視の体系となるよう見直しされるものでございます。

配偶者に係る扶養手当の廃止。現行6,500円は廃止されるものでございます。

子に係る扶養手当の増額。現行１万円が１万3,000円となるものでございます。

地域手当の大くくり化で、現在それぞれの市町村ごとになってございましたが、都道府県単位と広域化され、７級地から５級地に再編されるものでございます。

通勤手当の拡充でございまして、支給限度額を月15万円までに引き上げ、この範囲内で特急料金も全額支給、新幹線通勤等の要件緩和もされるものでございます。

管理職員特別勤務手当の支給対象時間の拡大でございます。現在、週休日等以外の日の午前零時から午前５時までの間の時間でございましたが、改正後は午後10時から翌日の午前５時までの間で、週休日等に含まれる時間を除くとされるものでございます。

再任用職員への支給手当の拡大で、住居手当等の適用除外の解除でございます。

詳細につきましては、改正条文を御覧いただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例の施行期日は令和７年４月１日としてございます。また、令和10年３月31日までの間の地域手当は経過措置を設けてございます。

職員の給与に関する条例の一部改正についての提案理由の説明といたします。

続きまして、議案書24ページを御覧いただきたいと思います。

議案第８号　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大郷町条例第25号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和７年３月４日　提出

大郷町長　田　中　　学

初めに、本条例の改正理由につきまして申し上げます。

職員の給与に関する条例の改正に伴い条例で引用している条項にずれが生じるため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、改正条文を御覧いただきたいと思ってございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は令和７年４月１日としてございます。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての提案理由の説明といたします。

続きまして、議案書26ページを御覧いただきたいと思います。

議案第９号　大郷町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

大郷町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和２年大郷町条例第２号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和７年３月４日　提出

大郷町長　田　中　　学

初めに、本条例の改正理由につきまして申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が公布され、公金の収納事務のデジタル化に関する条項が追加されたことによる条の番号ずれが生じたことにより、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、改正条文を御覧いただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例の施行期日は地方自治法の一部を改正する法律､附則第１条第３項に掲げる規定の施行の日としてございます。

大郷町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についての提案理由の説明といたします。

以上、議案第２号、議案第３号、議案第５号、議案第６号、議案第７号、議案第８号、議案第９号につきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（石川良彦君）　以上で、議案第２号及び議案第３号、議案第５号、議案第６号、議案第７号、議案第８号並びに議案第９号について説明を終わります。

次に、議案第４号及び議案第10号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（千葉　昭君）　それでは、議案第４号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の８ページを御覧ください。

議案第４号　大郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

大郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大郷町条例第30号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和７年３月４日　提出

大郷町長　田　中　　学

今回の条例改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法などの一部を改正する法律が令和６年６月７日に公布され、マイナンバーカードに係る各種の機能をスマートフォンに搭載するために必要となる規定の追加について、施行期日が令和７年４月１日とされたことに伴い、同法を引用する本条例の一部を改正するものでございます。

また、引用する大郷町条例の題名の改正に伴い文言の整理を行うものでございます。

次ページの別紙について御説明を申し上げます。

改正の内容といたしましては、まず引用条項の条ずれの改正でございます。引用する法令に１つの項が追加されたため、第２条の各号中、引用法令の各項を１項ずつ繰り下げるものでございます。

２つ目といたしまして、引用条例の題名の改正に伴う文言の整理で、別表第１の中で「大郷町心身障害者医療費の助成に関する条例」から、「心身」を削り、「大郷町障害者医療費の助成に関する条例」に改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日を令和７年４月１日とするものでございます。

以上、議案第４号につきまして、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第10号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の28ページを御覧ください。

議案第10号　大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年大郷町条例第18号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和７年３月４日　提出

大郷町長　田　中　　学

今回の条例改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が公布、施行されることに伴い、国が定めております家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、それに併せ本条例の一部を改正するものでございます。

次ページの別紙にて御説明を申し上げます。

改正の内容といたしましては､栄養士の配置等を求める部分について、これまでの栄養士に管理栄養士の文言を加えるものでございます。

次に、保育士などの配置基準の改正です。満３歳以上満４歳未満については20人に１人を15人に１人､満４歳以上については30人に１人を25人に１人に改正することで、これまでの保育環境をよりよいものに改善するものでございます。

附則といたしまして、施行期日を令和７年４月１日とするものでございます。

以上、議案第10号につきまして提案理由の説明といたします。

ただいま御説明いたしました議案第４号、議案第10号につきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君）　以上で、議案第４号及び議案第10号について説明を終わります。

次に、議案第11号について説明を求めます。税務課長。

税務課長（小野純一君）　それでは、議案第11号の提案理由を御説明いたします。

議案書の30ページをお開き願います。

議案第11号　大郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

大郷町国民健康保険税条例（昭和30年大郷町条例第３号）の一部を別

紙のとおり改正するものとする。

令和７年３月４日　提出

大郷町長　田　中　　学

今回の条例の一部改正につきましては、１つ目として、税関係の納期において、介護保険料と国民健康保険税のみ12月の納期限が25日となっていることから、納税者の納期限の錯誤をなくすこと。

２つ目として、地方税法において、各税の納税通知書は納期前10日までに納税者に交付しなければならないとの規定がある中、現状納付書は15日頃に発送しており､昨今の郵便事情から納税者の受取りは17から18日頃となり、25日が納期限だと納期前10日までを確保できていない状況にあります。

このことから、納期限の統一化と納付期間の確保を図るため納期限の改正をするものです。

31ページをお開き願います。

条例の内容について御説明いたします。

大郷町国民健康保険税条例（昭和30年大郷町条例第３号）の一部を次のように改正する。

第12条第１項中｢第８期　12月1日から同月25日まで｣を､｢第８期　12月１日から同月31日まで」に改めるものでございます。

附則として、この条例は令和７年４月１日から施行するものです。

以上、議案第11号の提案内容となります。御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

議長（石川良彦君）　以上で、議案第11号を終わります。

次に、議案第12号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君）　それでは、議案第12号につきまして御説明申し上げます。

議案書32ページをお開きいただきたいと思います。

議案第12号　大郷町介護保険条例の一部改正について

大郷町介護保険条例（平成12年大郷町条例第８号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和７年３月４日　提出

大郷町長　田　中　　学

本議案の提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正は、介護保険料の納期限を一部改正するもので、税関係の納期限及び今回同様に提案申し上げております国民健康保険税の納期限

改正に併せ、12月の納期限を25日から31日とするものでございます。

改正理由は、納期限を統一することによって納税者の納期限についての錯誤をなくすこと及び納期限を遅らせることで納付通知から納期限までの期間を10日以上確保するためでございます。

次のページを御覧ください。

第３条第１項では普通徴収の介護保険料の納期を定めておりますが、12月の第５期の納期を25日から31日とするものでございます。

なお、附則においては、施行日を令和７年４月１日とするものです。

以上で議案第12号の説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君）　以上で、議案第12号について説明を終わります。

次に、議案第13号について説明を求めます。農政商工課長。

農政商工課長（本間文二君）　それでは、議案第13号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案書34ページをお開き願います。

議案第13号　大郷町集合宿泊施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

大郷町集合宿泊施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年大郷町条例第19号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和７年３月４日　提出

大郷町長　田　中　　学

初めに、この条例の改正理由について申し上げます。

今回の改正につきましては、縁の郷においてこれまで管理、業務、管理の基準、休館日、利用の許可、利用の許可の取消し等、利用料金、利用料金の減免については、地方自治法第244条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって、町長が指定するもの、つまり指定管理者がこの条例及びこの条例に基づく規則の規定に従って行ってまいりましたが、指定管理者が不在となり、町がテレワーク施設等の管理運営を行うこととなったことから、条例の一部を改正するものでございます。

議案書35ページを御覧ください。

改正条文について御説明申し上げます。

大郷町集合宿泊施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大郷町集合宿泊施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年大郷町条例第19号）の一部を次のように改正するものでございます。

第３条の見出し中「指定管理者」を「管理者等」に改め、同条中「管理は」の次に「町または」を加え、「指定管理者」を「管理者等」に改めるものでございます。

第４条(見出しを含む。)、第５条（見出しを含む。)、第６条ただし書、第７条及び第８条中「指定管理者」を「管理者等」に改めるものでございます。

第９条第１項から第３項までの規定中「指定管理者」を「管理者等」に改め、同条に次の１項を加えるものです。

４　利用料金は、管理者等の指定した方法により納入しなければならない。を加えるものです。

第10条中「指定管理者」を「管理者等」に改めるものでございます。

附則といたしまして、令和７年４月１日から施行するものでございます。

以上、議案第13号についての提案理由の説明といたします。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君）　以上で、議案第13号について説明を終わります。

次に、議案第14号について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（齋藤正智君）　それでは、議案第14号について御説明申し上げます。

議案書の36ページをお開き願います。

議案第14号　大郷町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

大郷町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和53年大郷町条例第８号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和７年３月４日　提出

大郷町長　田　中　　学

初めに、今回の条例改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が令和６年６月26日に公布されまして、公金の収納事務のデジタル化に関する条項が追加されました。この改正によりまして、地方自治法に条の番号ずれが生じましたことから、これらの規定を引用しております大郷町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例について所要の整理を行うものです。

改正内容について、37ページの別紙により御説明いたします。

改正内容としては、第５条中「第243条の２の８第８項」を「第243条の２の９第８項」に改めるものでございます。

附則としまして、施行期日を地方自治法の一部を改正する法律（令和６年法律第65号）附則第１条第３項に掲げる規定の施行の日とするものでございます。

議案第14号につきましての説明は以上でございます。

ただいま御説明申し上げました内容につきまして、御審議いただき、御議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君）　以上で、議案第14号について説明を終わります。

次に、議案第15号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（菅野直人君）　議案第15号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書38ページをお開き願います。

議案第15号　財産の無償貸付について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第６号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けることについて､議会の議決を求める。

記

１　無償貸付をする財産

土地

所在　　大郷町味明字原下21番４の一部、
大郷町味明字樋場上35番の一部、40番１、42番２

地目　　宅地

面積　　1,306㎡

２　無償貸付の相手方　　大郷町東成田字三嶽７番地
一般社団法人めるくまーる
代表理事　児玉幸司

３　無償貸付の目的　　障がい児放課後等デイサービス事業用地として

４　無償貸付の期間　　令和７年４月１日から令和12年３月31日まで

令和７年３月４日　提出

大郷町長　田　中　　学

一般社団法人めるくまーるへの土地の無償貸付につきましては、令和２年３月において御可決をいただき、現契約の貸付期間を令和７年３月31日までとしております。

一般社団法人めるくまーるより、引き続き土地の無償貸付の申請があったことから、これまでの経緯や事業内容を踏まえ、町有財産を無償貸

付するに当たり、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、無償貸付する土地には、一般社団法人めるくまーるが令和３年に障がい児放課後等デイサービス施設を建築しており、主に小学生から高校生が学校の授業終了後や長期休暇中に通所し、社会能力の向上、個別学習等の支援を行っているものでございます。

現在、放課後等デイサービスめるくまーる味明みらいの登録児童生徒数は71名で、うち大郷町在住者は20名、従業員は17名となっております。

以上で、議案第15号につきましての提案理由の説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君）　以上で、議案第15号について説明を終わります。

次に、議案第16号について説明を求めます。

まちづくり政策課長（高橋　優君）　それでは、議案第16号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書39ページをお開きください。

議案第16号　大郷町総合計画について

大郷町議会基本条例（令和４年大郷町条例第23号）第８条第１号の規定により、別紙のとおり大郷町総合計画を策定するため、議決を求める。

令和７年３月４日　提出

大郷町長　田　中　　学

大郷町総合計画につきましては、現行の計画の計画期間が今年度10年目の最終年度を迎えますので、来年度、令和７年度から令和16年度までの10年間を計画期間とする総合計画を策定するものでございます。

これまで、計画の策定に当たりまして様々な方から御意見等いただき、その内容を反映した上で、本日議案として上程させていただきました。

計画の概要につきまして御説明させていただきます。

別紙の大郷町総合計画、こちらの冊子のほうを御覧いただければと思います。

冊子を１枚めくっていただきまして、目次を御覧ください。

総合計画の構成についてですが、３部構成となっておりまして、第１部が基本構想、第２部が基本計画、次のページになりますが、第３部が総合戦略となっておりまして、今回議案として御審議いただくのは、第１部の基本構想、第２部の基本計画となっております。

それでは、５ページをお開きください。

第１部における総合計画で定める、１、まちづくりの基本理念につき

ましては、計画における大きな骨組みとしてこれから進めるまちづくりの基本的な方向を示すもので、今回の計画更新に併せ大郷町民憲章といたしました。

続きまして、２、大郷町の将来像につきましては、まちづくりの基本理念に掲げられた住民主体の取組を尊重し、町民や行政等の各主体が協力して大郷町の未来をつくっていくという思いを込めて、住民とともに未来をひらくまちとしました。

次に、３、人口指標ですが、目標年度となる10年後、令和16年度の人口を7,000人と設定いたしました。この7,000人の実現のために、町として今後５年、10年、総合計画に基づき、雇用環境づくり、定住促進、少子化対策、子育て支援などの取組を行っていくことになります。

続いて、７ページ、お開きください。

第５章、施策の大綱としまして、将来像である住民とともに未来をひらくまちの実現に向けて、町民憲章である５つのまちづくりの基本目標ごとに、それにひもづく23の施策を展開していくことになります。

続いて、13ページからとなっておりますが、こちらが第２部、基本計画につきましては、基本構想に位置づけられた施策の大綱を推進する観点から､町が推進する具体的な施策を位置づけるものとなっております。

この基本計画につきましては、計画期間については、基本構想の計画期間である10年間を前期、後期に二分して、それぞれ５年間の計画期間となっており、社会情勢の変化や、本町の状況の変化などにより、迅速に見直しを図っていくことになります。

各施策について、その内容を23ページの第２章から第６章まで、基本目標ごとにそれぞれ具体に町の現況を踏まえての課題を認識し、どういった施策目標を持って、どういった取組を実行していくか、示しているところでございます。

基本構想と基本計画の概要については、今説明させていただきましたが、詳細については配付しております計画のほうを御覧いただきますようお願いいたします。

この総合計画を取りまとめるに当たりまして、これまで町民向けアンケート調査や、中学生向けワークショップの結果も踏まえて役場内で調整し、議員の皆さんからも御意見をいただいた上で、２月19日に政策審議会から総合計画の内容を着実に推進し、計画で掲げた目標を実現するため、町民等の参画を得ながら、町民と一体となって、将来の町の発展に向けたまちづくりに取り組まれたいとの内容での答申をいただいたと

ころでございます。

なお、最終的には、こちらの冊子、基本構想、基本計画について御可決いただきましたら、より町民の皆様が見やすいように写真であったりイラスト等、レイアウトしたデザインに構成する予定としておりますので、御了知いただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第16号につきまして提案理由の説明といたします。御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

議長（石川良彦君）　以上で、議案第16号について説明を終わります。

ここで10分間休憩といたします。

午　後　３時１８分　　休　憩

午　後　３時２８分　　開　議

議長（石川良彦君）　それでは、休憩前に続き会議を開きます。

議案第17号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（菅野直人君）　それでは、議案第17号　一般会計補正予算（第11号）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書２ページをお開き願います。

議案第17号　令和６年度大郷町一般会計補正予算（第11号）

令和６年度大郷町の一般会計補正予算（第11号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ４億9,074万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億2,947万7,000円とする。

第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による

（債務負担行為の補正）

第３条　既定の債務負担行為の追加、変更、廃止は、「第３表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　既定の地方債の追加、変更、廃止は、「第４表　地方債補正」

による。

令和７年３月４日　提出

大郷町長　田　中　　学

まず、補正予算の概要について御説明申し上げます。

今回の補正予算ですが、ふるさと納税の実績に基づく調整、国主導で財政に関わる業務システムを共通化・標準化するガバメントクラウド導入に伴う戸籍システム標準化・共通化業務の年度間の調整、本年度実施した新たな非課税世帯等への価格高騰対策給付金の完了、新型コロナウイルス感染症予防接種者数の減、味明川及び滑川緊急浚渫工事の完了見込みによる調整等が主な減額の理由となります。また、３月補正となりますので、事業費の確定、工事の完了等による請差等予算の調整を行ったものです。

続きまして、３ページをお開き願います。

第１表歳入歳出予算補正により款項ごとに内容を御説明します。

まず、歳入です。

第１款町税第１項町民税3,161万9,000円の増額補正です。個人町民税及び法人町民税の増によるものです。

第２項固定資産税１億9,255万6,000円の増額補正です。年度末となり、確実な算定により増となったものです。

第３項軽自動車税323万2,000円の増額補正です。税率の増等によるものです。

第４項町たばこ税463万6,000円の増額補正です。町内での購入者増等によるものです。

第３款利子割交付金第１項利子割交付金５万3,000円の増額補正です。県試算による増です。

以下、第９款まで同じ県試算によるものとなります。

第４款配当割交付金第１項配当割交付金51万4,000円の増額補正です。

第５款株式等譲渡所得割交付金第１項株式等譲渡所得割交付金138万2,000円の増額補正です。

第６款法人事業税交付金第１項法人事業税交付金247万4,000円の増額補正です。

第７款地方消費税交付金第１項地方消費税交付金1,421万3,000円の増額補正です。

第９款環境性能割交付金第１項環境性能割交付金77万円の増額補正です。

第11款地方交付税第１項地方交付税7,636万9,000円の増額補正です。確定による普通交付税及び震災復興交付税の増によるものです。

第13款分担金及び負担金第１項分担金46万円の減額補正です。中村地区急傾斜地崩壊対策工事の完了に伴う分担金の減です。

第２項負担金18万4,000円の増額補正です。放課後児童クラブ利用者の増等によるものです。

第14款使用料及び手数料第１項使用料457万5,000円の減額補正です。入退去による町営住宅使用料の減等によるものです。

第２項手数料62万4,000円の減額補正です。戸籍除籍謄本抄本交付手数料の減等によるものです。

４ページを御覧ください。

第15款国庫支出金第１項国庫負担金636万円の増額補正です。こども園等の利用児童数の減による子どものための教育・保育給付費交付金の減があるものの、児童手当交付金、令和４年度災害に係る公共土木施設災害復旧事業国庫負担金の増等により増となったものです。

第２項国庫補助金２億6,328万1,000円の減額補正です。中粕川地区復興まちづくり事業への国庫補助金である社会資本整備総合交付金が大幅な減額となったため、避難道路を整備する国受託事業負担金に全額を充て、防災避難緑地確定測量業務、防災緑地整備工事、粕川防災コミュニティセンター外構工事、道路台帳作成業務等を令和７年度事業に先送りしたことによる減、国主導で行政に関わる業務システムを共通化・標準化するガバメントクラウド導入に伴う戸籍システム等の標準化・共通化業務の年度間の調整、本年度実施した新たな非課税世帯等への価格高騰対策給付金に対する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等の減によるものです。

第３項委託金260万2,000円の減額補正です。事業費の確定による粕川地区堤防除草作業委託金の減等によるものです。

第16款県支出金第１項県負担金136万5,000円の減額補正です。国庫支出金同様に、児童手当負担金の増があったものの、こども園等の利用児童数の減による子どものための教育・保育給付費負担金の減、国民健康保険基盤安定負担金の減等によるものです。

第２項県補助金256万4,000円の減額補正です。対象者がいなかったことによる保育補助者雇上強化事業補助金、事業確定による環境保全型農業直接支払対策交付金の減等によるものです。

第３項委託金33万1,000円の減額補正です。衆議院議員選挙執行経費確

定による減等です。

第18款寄附金第１項寄附金3,170万7,000円の減額補正です。実績見込みによるふるさと応援寄附金等の減です。

第19款繰入金第１項基金繰入金１億8,734万5,000円の減額補正です。財源調整としての財政調整基金、公共施設整備基金、未来づくり基金繰入れ等の調整によるものです。

第21款諸収入第１項延滞金加算金及び過料28万5,000円の増額補正です。町税延滞金の調整によるものです。

第２項町預金利子４万5,000円の増額補正です。利率引上げによる預金利子の増です。

第３項貸付金元利収入272万5,000円の減額補正です。災害援護資金貸付金収入の調整によるものです。

第４項受託事業収入２万8,000円の減額補正です。宮城県農地中間管理機構からの事務委託金の調整によるものです。

第５項雑入55万3,000円の増額補正です。接種者の減による新型コロナウイルス助成金の減があるものの、後期高齢者医療療養給付金市町村負担金の還付、新市町村振興宝くじ市町村交付金等の増により増となったものです。

第６項ボートピア事業交付金234万9,000円の減額補正です。売上げの減によるものです。

第７項場外馬券場所在市町村交付金33万円の減額補正です。売上げの減等によるものです。

22款町債第１項町債３億2,570万円の減額補正です。味明川及び滑川緊急浚渫工事の完了見込みによる緊急浚渫推進事業債、中粕川地区復興まちづくり事業への国庫補助金である社会資本整備総合交付金の大幅な減額による防災避難緑地確定測量業務及び防災緑地整備工事等の令和７年度事業の先送り及び、宮下橋、小屋館橋橋梁修繕工事の完了による過疎対策事業債の調整等によるものです。

歳入補正額合計４億9,074万1,000円の減額補正となります。

続きまして５ページをお開き願います。

歳出です。

第１款議会費第１項議会費105万9,000円の減額補正です。議会広報の印刷製本費の調整、ウェブ配信用映像加工業務を職員対応としたこと等による減です。

第２款総務費第１項総務管理費１億9,179万7,000円の増額補正です。

実績に伴うふるさと応援寄附金の経費、事業完了見込みによる中村急傾斜地崩壊対策工事の減があるものの、人件費の調整、追加交付による臨時財政対策債、償還基金等の減債基金への積立て、庁舎建設基金の追加積立て等による増です。

第２項徴税費536万1,000円の減額補正です。人件費の調整、町税の還付金の見込みがないことによる町税過誤納還付金、定額減税補足給付金事業の完了による減等です。

第３項戸籍住民基本台帳費1,327万8,000円の減額補正です。国主導で行政に関わる業務システムを共通化・標準化するガバメントクラウド導入に伴う戸籍システムの標準化・共通化業務の年度間の調整により、令和７年度に先送りすること等による減等になります。

第４項選挙費16万4,000円の減額補正です。選挙管理委員会委員報酬等の調整、衆議院議員選挙執行経費確定による減等です。

第５項統計調査費13万4,000円の増額補正です。農林業センサス調査票審査会等による人件費の調整です。

第３款民生費第１項社会福祉費2,010万2,000円の減額補正です。人件費の調整、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療各特別会計繰出金の調整、事業完了による非課税世帯及びその子供、均等割のみ世帯への価格高騰対応給付金の減等によるものです。

第２項児童福祉費1,839万3,000円の減額補正です。児童手当及びすこやか医療助成の調整、認定こども園の実績見込みによる通園バス運行補助金及び対象者がいなかったことによる保育補助者雇上強化事業補助金、実績見込みによる障害児通所給付金の減等によるものです。

第４款衛生費第１項保健衛生費2,607万1,000円の減額補正です。人件費の調整、各種検診及び予防接種業務終了に伴う調整、接種者の減による新型コロナウイルスワクチン助成金の減等によるものです。

第２項病院費1,000円の増額補正です。黒川病院負担金の調整等によるものです。

第３項清掃費38万円の増額補正です。町指定燃えるごみ袋の販売数の増による購入費及び販売手数料の増によるものです。

第５款農林水産業費第１項農業費1,678万円の減額補正です。人件費の調整、事業完了による農業関連補助金及び交付金、事業費確定による志田谷地排水機場及び行井堂堰の農村地方防災減災事業県営事業負担金、事業完了によるパストラル縁の郷の加圧給水ポンプ更新工事及び給湯ボイラー更新工事等の減によるものです。

第６款商工費第１項商工費423万4,000円の減額補正です。実績見込みによる小規模事業者経営改善資金利子補給、地域活性化起業人負担金等の減によるものです。

第７款土木費第１項土木管理費１万1,000円の増額補正です。車検時の登録年数経過による重量税の増です。

第２項道路橋梁費1,386万4,000円の減額補正です。町道柏木原小梁川線の用地取得が本年度見込めなくなったことによる土地購入費、中粕川地区復興まちづくり事業への国庫補助金である社会資本整備総合交付金が大幅な減額となったため、道路台帳作成業務を令和７年度に先送りしたこと等による減です。

第３項河川費１億1,882万9,000円の減額補正です。粕川地区堤防除草業務委託料の調整、工事完了見込みによる味明川及び滑川緊急浚渫工事の減等によるものです。

第４項住宅費111万6,000円の減額補正です。完了見込みによる町営住宅長寿命化計画改定業務委託料の減等によるものです。

第５項都市計画費４億2,354万7,000円の減額補正です。実績による地域おこし協力隊事業費、中粕川地区復興まちづくり事業への国庫補助金である社会資本整備総合交付金が大幅な減額となったため、避難道路を整備する国受託事業負担金に全額を充て、防災避難緑地確定測量業務、防災緑地整備工事、防災コミュニティセンター外構工事等を令和７年度事業に先送りしたこと等による減です。

６ページをお開きください。

第８款消防費第１項消防費124万7,000円の減額補正です。消防団員報酬及び黒川地域行政事務組合負担金の調整、工事完了による消防施設整備工事等の減によるものです。

第９款教育費第１項教育総務費589万3,000円の減額補正です。事業完了によるＩＣＴ支援員業務委託料、貸与者の減による奨学資金貸付金の減等によるものです。

第２項小学校費238万4,000円の減額補正です。教員補助者報酬等の調整､契約締結による長寿命化計画策定業務委託料の減等によるものです。

第３項中学校費590万6,000円の減額補正です。教員補助者報酬等の調整、実績見込みによる校外活動のためのバス・タクシー借上料の調整、出場のなかった全国中学校体育大会出場補助金等の減等によるものです。

第４項社会教育費205万円の減額補正です。人件費の調整、実績見込みによる各分館修繕に係る環境整備事業費補助金等の減等によるものです。

第５項保健体育費158万2,000円の減額補正です。物価高騰による学校給食費の賄い材料費の調整、事業完了見込みによる調理等及び配送業務委託料、学校給食費助成金の減等によるものです。

第10款災害復旧費第３項農林水産施設災害復旧費135万4,000円の増額補正です。令和４年７月豪雨による不来内排水機場の県営災害復旧事業負担金の増です。国の補正予算がつき、今年度施行するものでございます。

第11款公債費第１項公債費255万8,000円の減額補正です。災害援護資金貸付金償還金の確定による調整です。

歳出補正額合計４億9,074万1,000円の減額補正です。

以上、補正前の予算額65億2,021万8,000円から歳入歳出とも４億9,074万1,000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ60億2,947万7,000円とするものです。

続きまして、７ページをお開き願います。

第２表繰越明許費について御説明いたします。

８件となります。

款項、事業名、金額の順に御説明いたします。

第２款総務費第１項総務管理費、中粕川地区造成設計事業3,981万9,000円です。ＳＳＰ事業の地質調査、地質分析、事業マネジメント、基本設計に係る業務委託料で、地質調査のボーリング調査で、関係者協議や、調査箇所選定に時間を要し、その後の業務に遅れが生じたこと等により繰越事業とするものです。完了予定は令和７年12月末日です。

第６款商工費第１項商工費、商品券発行事業2,413万4,000円です。国から交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業として、１月臨時会で予算を御可決いただき、商品券発行、町民の商品券利用、補助金精算まで所要の時間を要することから、繰越事業とするものです。完了予定は令和７年７月末日です。

第７款土木費第２項土木橋梁費、町道維持管理事業5,500万円です。町道木ノ崎線側溝修繕工事において、関係者協議に時間を要し、適正な工期を確保するため繰越事業とするものです。完了予定は令和７年６月末日です。

同じく第２項道路橋梁費、道路新設改良事業1,100万円です。町道柏木原小梁川線道路新設改良工事において、事業の進捗を図るため、次年度予定の交差点測量設計業務を前倒しすることになり、適正な工期を確保することから、繰越事業とするものです。完了予定は令和７年９月末日

です。

第５項都市計画費、中粕川地区防災拠点整備事業２億3,638万6,000円です。国受託事業である避難道路整備工事において、カルバート工の施工に当たり関係者協議の結果工法の再検討が必要となったため、適正な工期を確保することから、繰越事業とするものです。完了予定は令和７年12月末日です。

第９款教育費第２項小学校費、大郷小学校長寿命化計画策定事業756万8,000円です。長寿命化計画の策定に当たり、学校設備状況調査や小学校からの聞き取り調査等の調整に所要の時間を要することから、年度内完了が困難となったものです。完了予定は令和７年７月末日です。

同じく第２項小学校費、大郷小学校遊具修繕事業316万8,000円です。遊具修繕工事に当たり、気象条件や小学校との行事予定等の調整の結果、年度内完了が困難となったものでございます。完了予定は令和７年５月末日です。

同じく第２項小学校費、大郷小学校太陽光設備修繕事業457万6,000円です。太陽光設備修繕工事に当たり、一部交換部品の納入に遅延が生まれ、小学校との行事予定等の調整の結果、年度内完了が困難となったものです。完了予定は令和７年５月末日です。

続きまして、８ページをお開き願います。

第３表債務負担行為補正について御説明いたします。

今回の補正は、追加１件、変更10件、廃止１件となります。

まず、１、追加です。

事項、期間、限度額の順に御説明いたします。

１　ＯＣＲシステム機器賃貸借、設定期間は令和６年度から11年度まで、限度額は814万円です。収入票等のバーコードリーダーのメーカー保守期間終了により、新たに５年間の契約を締結するため設定するものです。

次に、２、変更です。

設定期間は、全て補正前と同じとなります。

１　印刷機賃貸借。契約締結により限度額を409万5,000円から403万円に変更するものです。

２　ガバメントクラウド導入業務。国主導で行政に関わる業務システムを共通化・標準化するガバメントクラウド導入において接続機器が補助対象に認められたことから、令和７年度事業として追加整備するため、限度額を１億3,023万5,000円から１億4,445万5,000円に変更するもので

す。

３　住民情報システム賃貸借。２のガバメントクラウド導入業務に関連するもので、当該システムで見込んでいた接続機器がガバメントクラウド導入の中で整備可能となったことから、限度額を１億2,442万円から１億839万円に変更するものです。

４　住民情報システムクライアント賃貸借。契約締結により限度額を900万円から231万1,000円に変更するものです。当初26台の賃貸借を見込んでいたパソコン端末を４台に変更し、ガバメントクラウド移行後に増設することになったものです。

５　人事給与・財務会計システム賃貸借。契約締結により限度額を1,513万5,000円から1,210万円に変更するものです。

６　人事給与・財務会計システムソフトウエア使用料。課ごとに配置しているパソコン端末を事務効率化のため職員個々のパソコン端末で使用できるように運用を見直すことにより、限度額を2,782万5,000円から3,287万円に変更するものです。

７　令和７年度自家用電気工作物保安管理業務。契約締結により限度額を245万2,000円から222万8,000円に変更するものです。

９ページを御覧ください。

８　農業振興地域整備計画更新業務。契約締結により限度額を603万9,000円から577万5,000円に変更するものです。

９　小規模事業者経営改善資金利子補給（令和６年度貸付分）借入者の確定により限度額を142万3,000円から49万3,000円に変更するものです。

10　大郷町学校給食調理等業務。契約締結により限度額を１億2,126万4,000円から１億1,325万6,000円に変更するものです。

３、廃止です。

１　大郷町奨学資金貸与（令和６年度貸付分）限度額を1,080万円としておりましたが、貸与者がいなかったため廃止するものです。

続きまして、10ページの、第４表地方債補正について御説明いたします。

今回の補正は、追加１件、変更４件、廃止１件となります。

１、追加です。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に御説明いたします。

１　緊急自然災害防止対策事業。中村急傾斜地崩壊対策工事に係るも

のです。３の廃止で御説明する緊急防災減災事業として起債を予定しておりましたが、適切である緊急自然災害防止対策事業に変更するため、追加するものでございます。限度額は工事完了により3,940万円といたします。起債の方法は証書借入。利率は5.0％以内。ただし利率見直し方式で借入れする資金については、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とし、償還の方法は政府資金についてはその融資条件により銀行その他の場合にはその債務者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置き期間及び償還期間を短縮し、また繰上償還もしくは低利の借換えをすることができるものとしております。本事業に関する充当率は、補助残に対し100％で、充当率のうち70％の交付税措置が講じられます。

次に、２、変更です。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様です。

起債の目的、補正前、補正後の順で御説明いたします。

１　道路等整備事業。町道柏木原小梁川線用地測量。小屋館橋及び宮下橋橋梁修繕工事の完了見込みにより、限度額を2,820万円から1,890万円にするものです。

２　緊急浚渫推進事業。味明川及び滑川緊急浚渫工事の完了見込みにより、限度額を１億7,590万円から5,990万円に変更するものです。

３　都市防災総合推進事業。中粕川地区復興まちづくり事業に係るもので、国庫補助金である社会資本整備総合交付金が大幅な減額となったため、避難道路を整備する国受託事業負担金に全額を充てたことによる負担金の調整、防災避難緑地確定測量業務、防災緑地整備工事を令和７年度事業に先送りすることにより、限度額を３億9,810万円から２億1,110万円に変更するものです。

４　縁の郷施設改修事業。パストラル縁の郷の加圧給水ポンプ更新工事及び給湯ボイラー更新工事の完了見込みにより、限度額を6,110万円から960万円に変更するものです。

続きまして、３、廃止です。

１　緊急防災減災事業。先ほど１の追加で御説明しましたとおり、中村急傾斜地崩壊対策工事における起債について、緊急自然災害防止対策事業とするため廃止するものです。

以上で、議案第17号　一般会計補正予算（第11号）についての説明を終わります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御

可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君）　以上で、議案第17号について説明を終わります。

次に、議案第18号及び議案第20号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（千葉　昭君）　それでは、議案第18号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の57ページを御覧ください。

議案第18号　令和６年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

令和６年度大郷町の国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,082万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９億9,479万3,000円とする。

第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年３月４日　提出

大郷町長　田　中　　学

今回の補正は、歳入では国民健康保険税の収入見込みや県からの保険給付費など、交付金の確定見込みが主なものでございます。歳出では保険給付費の増、各種事業の完了に伴う補正が主なもので、財源を県からの交付金や財政調整基金からの繰入金などで調整したものでございます。

次のページを御覧ください。

第１表歳入歳出予算補正。

まず歳入でございます。

第１款国民健康保険税第１項国民健康保険税1,725万4,000円の減額です。一般被保険者に係る保険税の収入見込みによるものでございます。

第３款県支出金第１項県補助金5,945万4,000円の増額です。療養給付費などの歳出増額に伴う県からの交付金の増によるものでございます。

第４款財産収入第１項財産運用収入３万2,000円の増額です。財政調整基金の利子でございます。

第５款繰入金第１項他会計繰入金415万3,000円の減額です。保険基盤安定繰入金などの減による一般会計からの繰入れ減でございます。

第２項基金繰入金2,241万6,000円の増額です。財源調整によるものでございます。

第７款諸収入第１項延滞金加算金及び過料32万9,000円の増額です。国保税の延滞金収入でございます。

以上、歳入合計6,082万4,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第１款総務費第２項徴税費42万9,000円の減額です。完納報奨金の精査、今年度の事業を縮小した納税組合への補助金の減によるものでございます。

第３項運営協議会費17万5,000円の減額です。国保運営協議会の開催見込み減によるものでございます。

第２款保険給付費第１項療養諸費6,644万2,000円の増額です。１人当たりの医療費が当初見込みより増加しているものでございます。

第４項出産育児諸費250万円の減額です。今後の出産見込み数の精査によるものです。

第５款保健事業費第１項特定健康診査等事業費228万6,000円の減額です。特定健診等の事業完了によるものでございます。

第２項保健事業費22万8,000円の減額です。胃がん検診をはじめとする各種がん検診などの事業完了によるものでございます。

以上、歳出合計6,082万4,000円の増額補正でございます。

補正前の予算額９億3,396万9,000円に歳入歳出それぞれ6,082万4,000円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ９億9,479万3,000円とするものでございます。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

続きまして、議案第20号について提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の82ページを御覧ください。

議案第20号　令和６年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

令和６年度大郷町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ114万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億904万9,000円とする。

第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年３月４日　提出

大郷町長　田　中　　学

今回の補正は、歳入では後期高齢者医療保険料の収入見込み、歳出では広域連合への納付金見込みによる補正が主なものでございます。

次のページを御覧ください。

第１表歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

第１款後期高齢者医療保険料第１項後期高齢者医療保険料４万4,000円の増額です。保険料の収納見込みによるものでございます。

第３款繰入金第１項一般会計繰入金118万5,000円の減額です。保険基盤安定負担金軽減分として一般会計からの繰入金が減になるためのものでございます。

以上、歳入合計114万1,000円の減額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第１款総務費第１項総務管理費６万3,000円の減額です。通信運搬費の見込み減によるものでございます。

第２款後期高齢者医療広域連合納付金第１項後期高齢者医療広域連合納付金107万8,000円の減額です。広域連合への納付金の見込み減によるものでございます。

以上、歳出合計114万1,000円の減額補正でございます。

補正前の予算額１億1,019万円に歳入歳出それぞれ114万1,000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ１億904万9,000円とするものでございます。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

ただいま、御説明いたしました議案第18号　令和６年度国民健康保険特別会計補正予算（第３号）、議案第20号　令和６年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）につきまして、事項別明細書を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君）　以上で議案第18号及び議案第20号について説明を終わります。

次に、議案第19号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（伊藤義継君）　それでは、議案第19号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

各種会計補正予算説明書の67ページを御覧願います。

議案第19号　令和６年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第４号）

令和６年度大郷町の介護保険特別会計補正予算（第４号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ487万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,193万8,000円とする。

第２項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年３月４日　提出。

大郷町長　田　中　　学

今回の補正予算は、歳出におきましては介護保険料の所得基準額が制度改正によって令和７年度から変更されることに伴うシステム改修経費の計上のほか、保険給付費並びに地域支援事業費の今年度実績による予算額の調整が主なものでございます。財源につきましては、今年度の保険料改定に伴う保険料の収入見込みによる増額のほか、給付費などの見込額に合わせた支払い基金交付金や、国・県支出金などの特定財源及び一般会計や介護給付費準備基金からの繰入金により調整した内容となってございます。

なお、１月末現在の第１号被保険者数は2,987人で、総人口に占める割合は40.0％です。同じく第１号被保険者に係る要介護等の認定者数は604人で、第１号被保険者に占める割合は20.2％、総人口に占める割合は8.1％となっております。

それでは、次のページを御覧願います。

第１表歳入歳出予算補正について、款項ごとに御説明いたします。

まず歳入ですが、第１款保険料第１項介護保険料の補正金額は2,109万円の増額で、介護保険料基準額の6,300円から6,800円への改定について、今回の補正で収入見込みを調整したことによるものでございます。

次に、第２款使用料及び手数料第１項手数料の補正金額は5,000円の減額で、督促手数料の収入見込みにより減額したものでございます。

次に、第３款支払基金交付金第１項支払基金交付金の補正金額は18万9,000円の増額で、居宅介護サービス費などの増額によるものでございます。

次に第４款国庫支出金第１項国庫負担金の補正金額は987万3,000円の増額で、給付費見込みによる負担金交付決定によるものとなります。

第２項国庫補助金の補正金額は856万1,000円の減額で、システム改修に伴う事務費交付金の増はございますが、給付実績に伴う調整交付金の減などにより減額となっております。

次に、第５款県支出金第１項県負担金の補正金額は142万7,000円の減額で、施設入所者数の実績減に伴う給付費の減によるものです。

第２項県補助金の補正金額は92万2,000円の減額で、地域支援事業の実績に伴う減額です。

次に、第７款繰入金第１項一般会計繰入金の補正金額は120万6,000円の減額で、保険料改定に伴って低所得者保険料軽減単価が減となったことによる繰入金の減が主なものとなります。

第２項基金繰入金の補正金額は1,416万円の減額で、財源調整による減額計上となります。

歳入補正額合計は487万1,000円の増額となります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

第１款総務費第１項総務管理費の補正金額は129万8,000円の増額で、介護保険法施行令の一部改正が令和７年４月１日から施行されることによって、介護保険の標準段階の所得基準の一部について80万円から80万9,000円に見直されることから、制度改正対応のためのシステム改修費の計上が主なものとなります。

第２項徴収費の補正金額は2,000円の減額で、徴収事務手数料の計数整理によるものです。

第３項介護認定審査会費の補正金額は40万7,000円の減額で、黒川地域行政事務組合の負担金の精算と人件費の調整によるものです。

第４項運営協議会費の補正金額は11万4,000円の減額で、会議開催回数減による各種委員報酬の減額が主なものとなります。

次に、第２款保険給付費第１項介護サービス等諸費の補正金額は661万5,000円の増額で、居宅介護、地域密着型介護、施設介護の各サービス給付費の単価増が主なものとなります。

第２項介護予防サービス等諸費の補正金額は194万9,000円の減額で、地域密着型介護予防サービス給付費の給付実績による減額が主なものです。

第３項高額介護サービス費の補正金額は10万8,000円の減額で、高額介護予防サービス費の給付実績による減額です。

第５項特定入所者介護サービス等費の補正金額は82万5,000円の減額で、特定入所者介護サービス費の給付実績による減額が主なものです。

次に、第３款地域支援事業費第１項介護予防生活支援サービス事業費の補正金額は33万2,000円の増額で、サービス件数と単価の実績増によるものでございます。

第２項一般介護予防事業費の補正金額は13万3,000円の減額で、健康長寿対策事業の人件費増による委託料の増がございますが、いきいき百歳体操の講師謝金などについて、実績により減額するものでございます。

第３項包括的支援事業・任意事業費の補正金額は26万8,000円の増額で、地域包括支援センター運営業務と、生活支援体制整備事業における人件費増による委託料の増が主なものです。

次に、第６款諸支出金第１項償還金及び還付加算金の補正金額は10万4,000円の減額で、介護保険料還付金の実績による減額となります。

歳出補正額合計は487万1,000円の増額となります。

以上、補正前の予算額11億5,706万7,000円に歳入歳出とも487万1,000円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ11億6,193万8,000円とするものです。

介護保険特別会計補正予算についての説明は以上でございます。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君）　以上で、議案第19号について説明を終わります。

次に、議案第21号及び議案第22号について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（齋藤正智君）　それでは、議案第21号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

補正予算書、89ページをお開き願います。

初めに、今回の補正予算概要についてですが、収益的な部分では給水量の見込み減少に伴う水道料金収入の減、配水本管等の修繕費の増額が補正の主なものです。また、資本的な部分では中粕川地区消火栓の工事費の確定見通しに伴う減額補正となっております。

それでは御説明いたします。

議案第21号　令和６年度大郷町水道事業会計補正予算（第４号）

（総則）

第１条　令和６年度大郷町水道事業会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和６年度大郷町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

第１款水道事業収益130万4,000円を減額し、２億5,907万7,000円とするものです。

第１項営業収益152万4,000円の減額は、当初予算時より給水量の見込みが少なくなり、水道料金の減額が主なものです。

第２項営業外収益22万円の増額は、長期前受金戻入益の確定や、雑収益の増によるものが主なものです。

次に支出です。

第１款水道事業費用を789万4,000円増額補正し、２億5,110万5,000円とするものです。

第１項営業費用529万4,000円の増額補正は、原水給水費、配水本管等の修繕費の増額によるものが主なものです。

第２項営業外費用260万円の増額補正は、消費税予定見込額及び特定収入消費税額の計上によるものです。

90ページをお願いいたします。

（資本的収入及び支出）

第３条　予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,632万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金4,085万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額546万6,000円で補塡するものとする。）

収入です。

第１款資本的収入を85万5,000円減額補正し、5,444万9,000円とするものです。

第２項他会計負担金、同額は消火栓設置負担金確定見込みに伴う計上によるものです。

支出です。

第１款資本的支出を85万5,000円減額補正し、１億77万3,000円とするものです。

第２項建設改良費、同額は消火栓設置工事確定見込みに伴う計上によるものです。

次のページ、91ページになります。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第４条　予算第８条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、職員給与費について、既決予定額1,415万6,000円から21万7,000円を減額補正し、1,393万9,000円とするものです。

令和７年３月４日　提出

大郷町長　田　中　　学

以上で、議案第21号　水道事業会計補正予算（第４号）の説明を終わります。

続きまして、96ページをお開き願います。

議案第22号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正概要は、収益的な部分で他会計負担金の財源調整や、長期前受金戻入の金額確定に伴う補正が主なものです。また、資本的な部分では他会計負担金の調整、受益者負担金、工事費の確定見通しに伴う補正が主なものです。

それでは御説明いたします。

議案第22号　令和６年度大郷町下水道事業会計補正予算（第４号）

（総則）

第１条　令和６年度大郷町下水道事業会計の補正予算（第４号）は次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和６年度大郷町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

第１款下水道事業収益を982万4,000円増額補正し、３億5,980万9,000円とするものです。

第２項営業外収益、同額は他会計負担金の財源調整、固定資産に登録した項目の精査による長期前受金戻入の金額確定、消費税の確定申告に伴う還付金の確定によるものです。

支出です。

第１款下水道事業費用を1,499万5,000円減額補正し、３億5,983万3,000円とするものです。

第１項営業費用1,501万2,000円の減額補正は、登録固定資産の精査により減価償却の変更等によるものです。

第３項特別損失１万7,000円の増額補正は、不納欠損分となっております。

次ページ、97ページをお開き願います。

（資本的収入及び支出）

第３条　予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

第１款資本的収入2,311万9,000円減額補正し、２億810万1,000円とするものです。

第３項負担金、同額は他会計負担金の財源調整によるものです。

次に、支出です。

第１款資本的支出730万2,000円減額補正し、２億810万1,000円とするものです。

第１項建設改良費、同額は各種事業の確定見通しによるものです。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第４条　予算第９条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、職員給与費について、既決予定額2,675万8,000円に４万1,000円を増額補正し、2,679万9,000円とするものです。

令和７年３月４日　提出

大郷町長　田　中　　学

以上で、議案第22号　下水道事業会計補正予算（第４号）の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました議案第21号、議案第22号につきましては、補正予算説明書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（石川良彦君）　以上で、議案第21号及び議案第22号について説明を終わります。

議長（石川良彦君）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

午　後　　４時３２分　　散　会

上記の会議の経過は、事務局長　三浦　光の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　　長

署名議員

署名議員